

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが重要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙伝達系統図により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

1 特別警報発表時の対応

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 勤務時間内における取扱

a 連絡及び通知系統

長野地方気象台から発表され、県危機管理局を通じて通知される気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡ないし通知するとともに関係機関へ伝達する。

b 庁内放送の実施

気象警報・注意報等については、必要に応じて総務部長が速やかに庁内放送を実施することにより庁内各課に周知する。

c 応急措置等の指示

総務部長は各課に連絡ないし通知する際に、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、関係各課が取るべき措置をあわせて指示する。

(a) 各部長は、気象警報・注意報等を受信したときはこれに応じた適切な措置を講じる。

(b) 総務部長は、必要に応じて速やかに広報車及び(株)エフエム東御等により住民に周知を図る。

(イ) 勤務時間外における取扱

a 勤務時間外に長野地方気象台から通知される気象警報・注意報等は、総務課で受領できる場合を除き東御消防署及び宿直が受領する。

b 宿直は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、総務課及びそれぞれの担当各課に電話をもって通知する。

c bにより通知を受けた担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、宿直から気象警報・注意報等を受領し、それぞれの主管部長に報告し指示を受けるとともに関係機関に伝達する。

イ 長野地方気象台等が実施する対策

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表

基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

ウ 放送事業者が実施する対策

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

エ その他防災関係機関が実施する対策

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

オ 住民が実施する対策

以下のような異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 土砂災害警戒情報発表時の対応

ア 市の実施する対策（企画政策課）

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を市民へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

(ア) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(イ) 避難行動要支援者については、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(ウ) 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

(オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近

隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底等に努める。

- (カ) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (キ) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、（株）エフエム東御等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (ク) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置とる。
- (コ) 避難指示、避難勧告等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

イ 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市と自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 水防管理者（市長）の実施対策

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ 道路管理者が実施する対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

オ 水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種 類	発表基準
大 雪	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

東御市	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめ区域	上田地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8, 成沢川流域=4.8, 求女川流域=4.7, 所沢川流域=3.4, 鹿曲川流域=17.9, 小相沢川流域=4.4, 大石沢川流域=4.6, 西沢川流域=2.5	
		複合基準	所沢川流域=(5, 2.4), 西沢川流域=(7, 2.2)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]	
	暴風	平均風速	17 m/s	
	暴風雪	平均風速	17 m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=2.4, 成沢川流域=3.4, 求女川流域=3.7, 所沢川流域=2.4, 鹿曲川流域=14.3, 小相沢川流域=3.5, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.0	
		複合基準	金原川流域=(5, 2.4), 所沢川流域=(5, 2.2), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.0)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]	
	強風	平均風速	13 m/s	
	風雪	平均風速	13 m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等による被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 65%		
	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5度高い、または日降水量が15mm以上		
低温	夏場: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬場: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)			
霜	早霜、晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷	著しく着氷が予想される場合			
着雪	著しく着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曾地域	檜川村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名 称	区 域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曾平沢及び贅川

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同して区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	発 表 基 準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと）

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	気象の状況が次のいずれかの一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある。）

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新されており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他の河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 警報級の可能性

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを示す「高」、可能性が高くはないが一定程度認められることを示す「中」の2段階の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

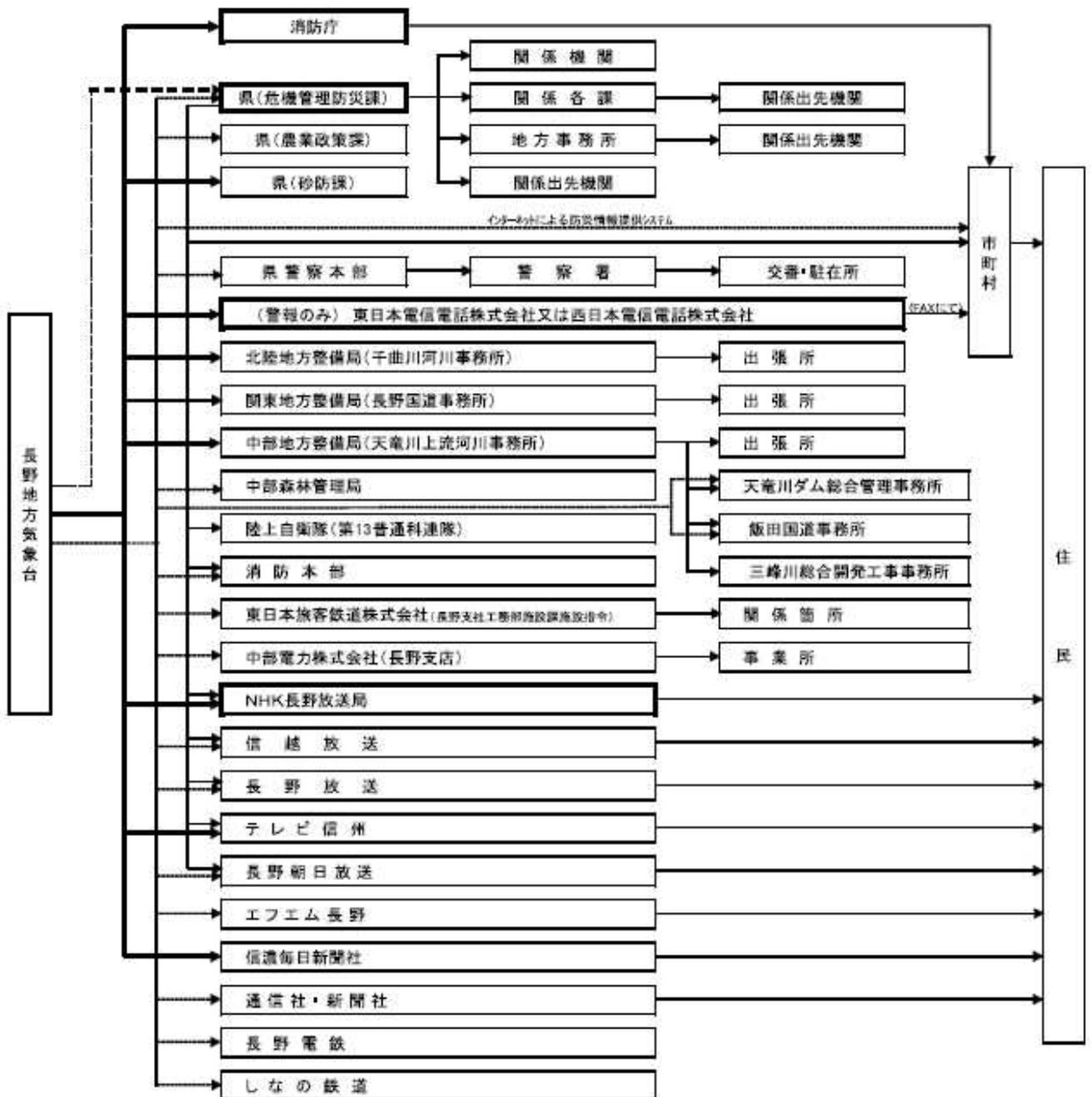
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
 - 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
 - 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
 - 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規程に基づく法定伝達先。
 - 注5 **→**（太実線矢印）は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
 - 注6 **→**（波線矢印）は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。
 - 注7 **→**（太波線矢印）は、オンライン配信（XML配信）による伝達を示す。
- ※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

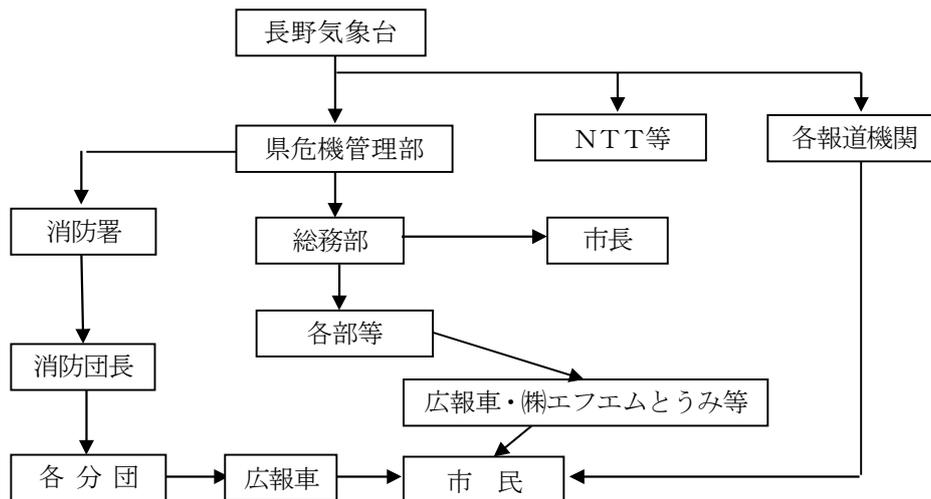
(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
上田地域振興局	電 話	8-234-2211
	F A X	8-234-2193
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319

機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

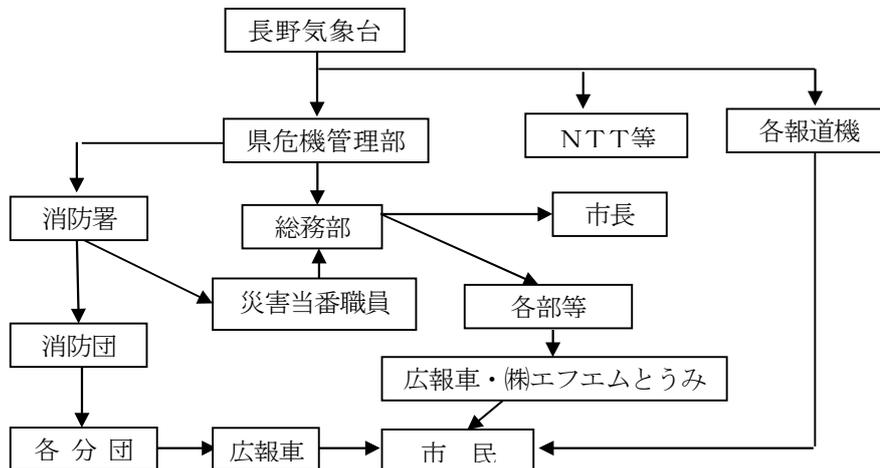
勤務時間内における伝達系統図

大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、風雪注意報、大雪注意報、暴風雪警報、大雪警報、霜注意報、低温注意報、暴風警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報



勤務時間外における伝達系統図

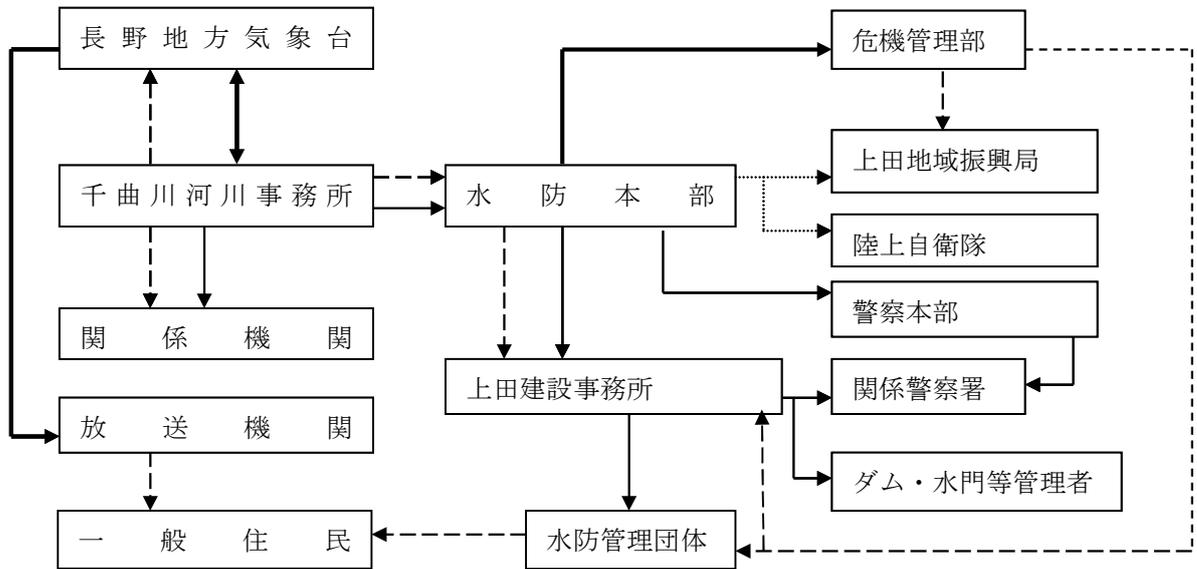
大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、風雪注意報、大雪注意報、暴風雪警報、大雪警報、霜注意報、低温注意報、暴風警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報



2 水防警報等

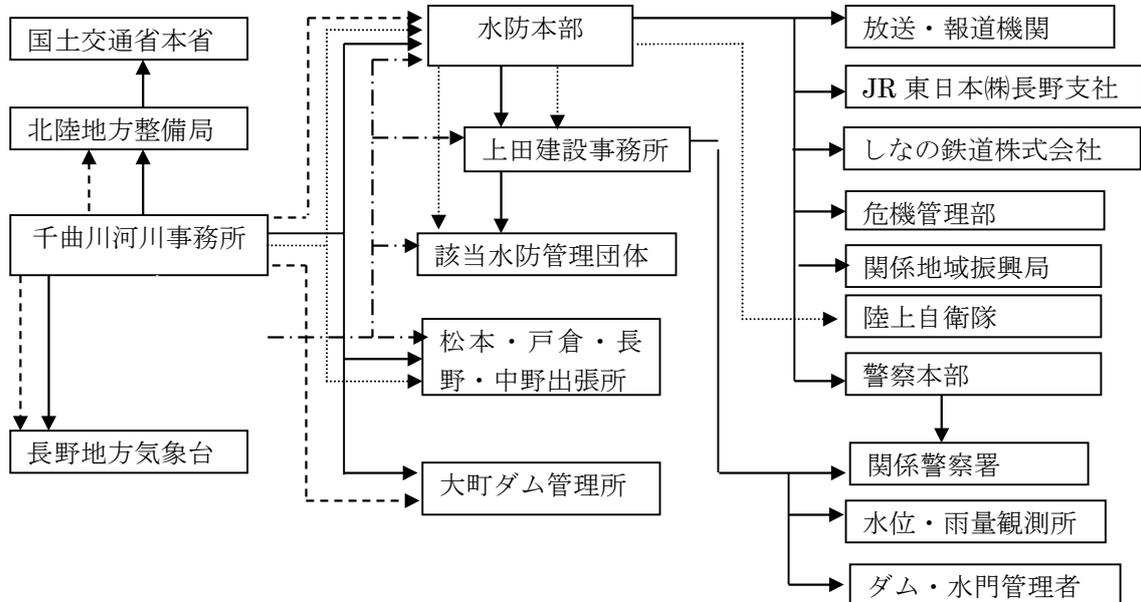
(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報
千曲川・犀川



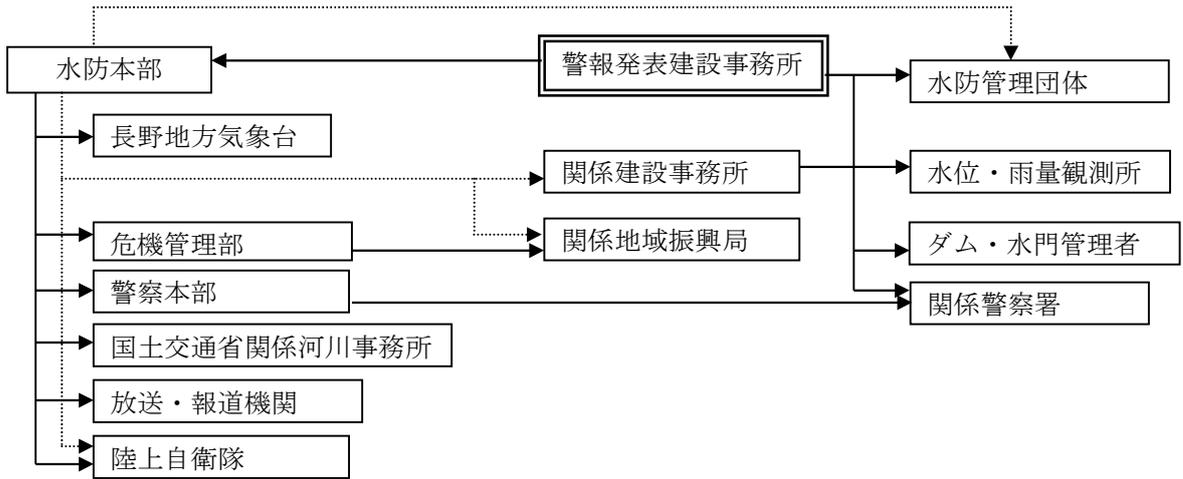
- (注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

イ 水防警報
千曲川・犀川



- (注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

ウ 水防警報（知事が行うもの）

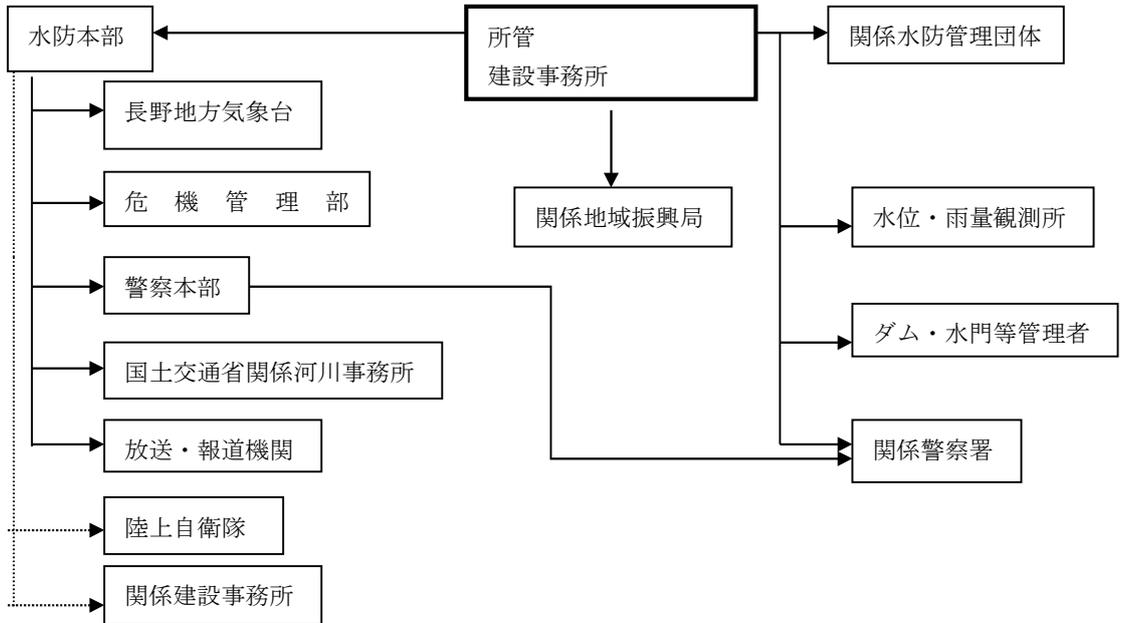


(注) — は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知（知事が行うもの）

（水位情報通知者）



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、市はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

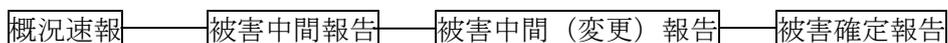
災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。



2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報の把握に努める。

また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、避難状況	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
社会福祉施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 福祉課
農・蓄・養蚕・水産業被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 農政課・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・上小森林組合
林業関係被害	市（産業経済部）	上小森林組合
公共土木施設被害	市（産業経済部） 上田建設事務所	
土砂災害等による被害	上田建設事務所	
都市施設被害	市（産業経済部）	上田建設事務所
上下水道施設被害	市（都市整備部）	上田地域振興局 環境課

廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	上田地域振興局 環境課
感染症関係被害	市（健康福祉部）	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課
医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 総務課
商工関係被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課・商工会
観光施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課
教育関係被害	市（教育委員会事務局）	東信教育事務所
公有財産被害	市（総務部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局 総務管理課
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市（総務部）	
危険物等の事故による被害	市（総務部）	
水害等情報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できな

	<p>なくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
罹 災 者	り災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査担当係（班）から総務部長（本部室長）への報告様式及び総括表とからなる。

調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表からとなるが、その様式は資料編のとおりとする。

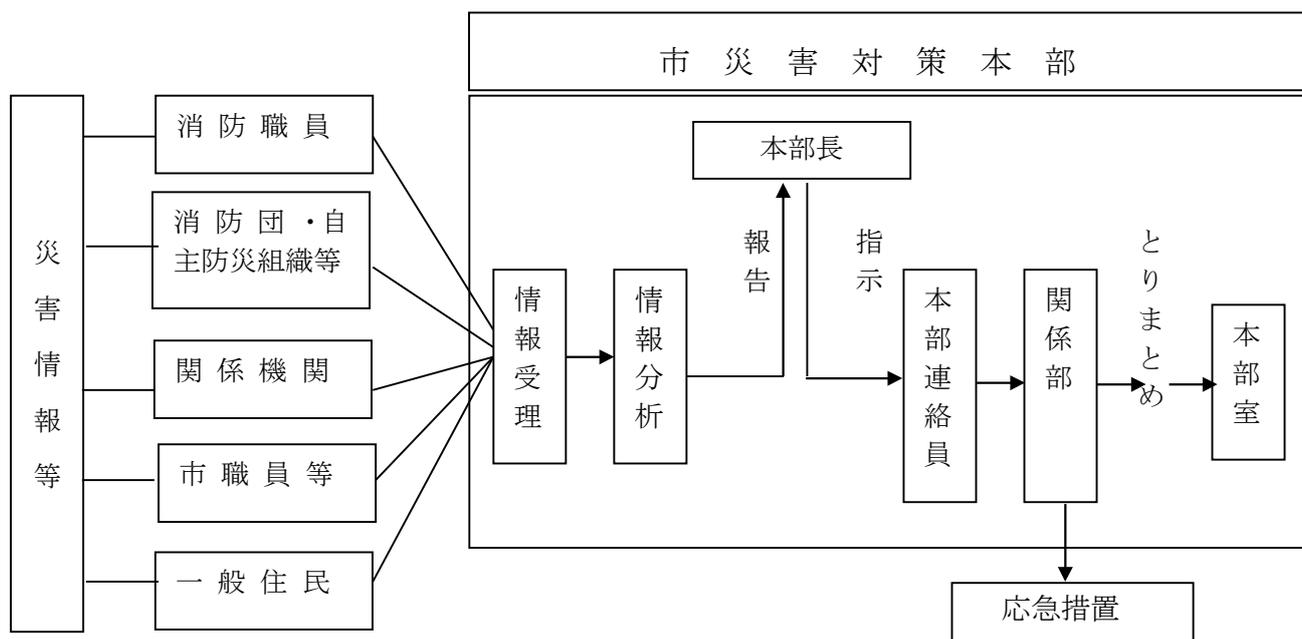
なお、被害状況に応じて、小規模の災害あるいは内訳等に重点を置いて集計する場合は、その都度担当係等で適宜作成する。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、別記災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 被害状況等の収集

ア 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は原則として各部班が行い、本部室において取りまとめ県関係機関へ報告する。



イ 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、上田地域振興局長に応援を求める。

ウ 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は下記 a、b、c とする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

- a 県において災害対策本部を設置した災害
- b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- c a 又は b に定める災害になるおそれのある災害

5 通信手段の確保

(1) 通常の状態における通信連絡

NTT電話等の利用により、関係機関の連絡先は別紙によるものとする。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。

(2) 非常時における通信の確保

災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの特色を生かして有効的な運用を図る。

ア 電気通信施設

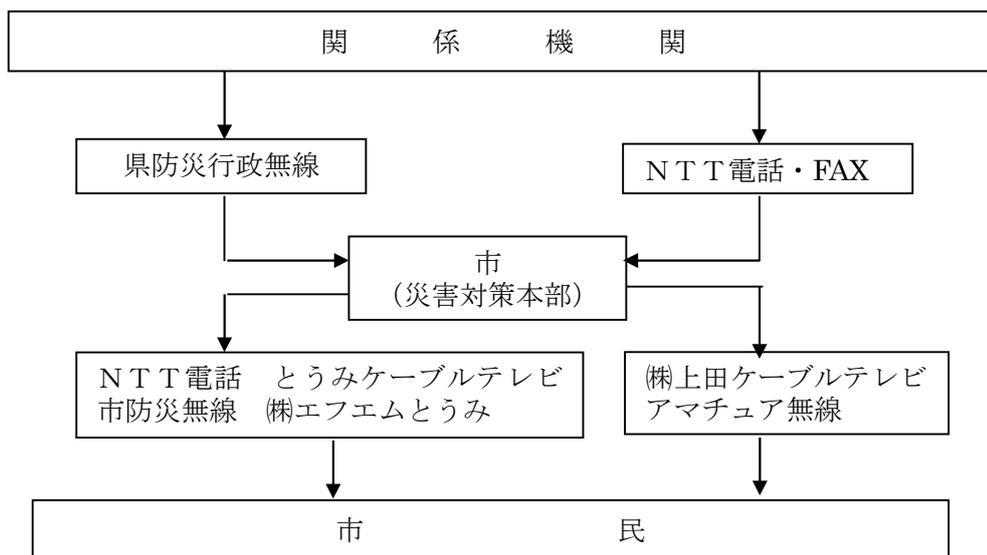
- (ア) 非常電話
- (イ) とうみケーブルテレビ
- (ウ) 株エフエムとうみ
- (エ) 上田ケーブルビジョン

イ 東御市防災行政無線

ウ 専用通信電話（消防電話）（警察電話）（JR電話）

エ 長野県防災行政無線

(3) 災害通信利用系統図



ア 災害時における通信系統、方法等をあらかじめ関係機関と協議して定めておき、その優先使用を確保しておく。

イ 市内においては、有線通信が途絶した場合、株エフエムとうみのエリア外での通信連絡は市防災無線の移動局を適所に配置するものとし、アマチュア無線クラブに協力依頼し、通信の確保を図る。

(4) 通信施設の設置場所及び種別

ア 有線通信施設

前掲 (1) 通常の状態における通信連絡参照

イ 無線通信施設

(ア) 長野県防災行政無線

主な非常通信局（資料 39 参照）

(イ) 無線通信局

a 消防無線

主な無線局（資料 39 参照）

b 東御市防災行政無線

主な無線局（資料 38 参照）

ウ アマチュア無線局

日本アマチュア無線連盟長野県支部、東御市クラブに協力依頼し、通信の確保を図る。

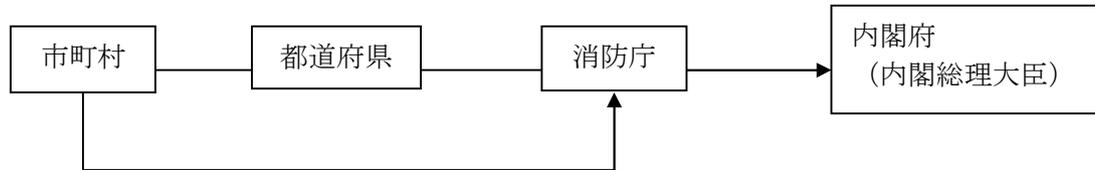
(5) 市防災無線網の整備

市は、消防無線、市防災無線等で災害通信が応じきれない場合を想定し、災害時に伝達収集するため、防災無線網を整備する。

参考（変更後）

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート

法第53条第1項

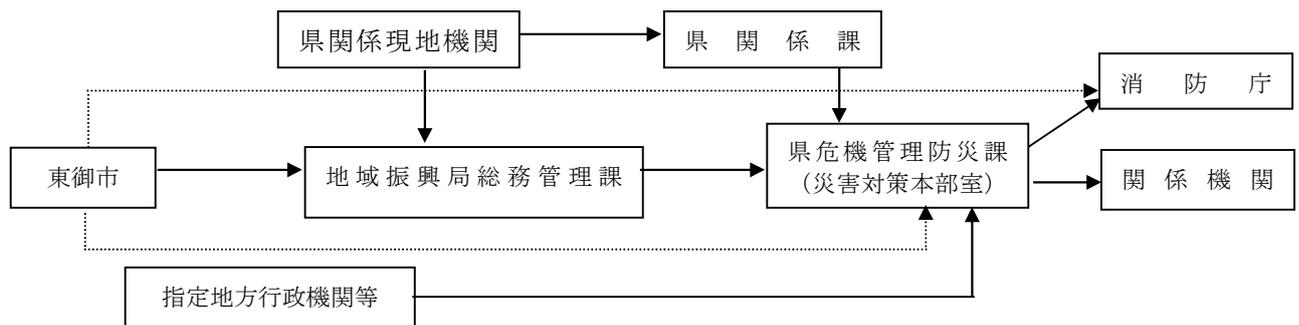


都道府県に報告できない場合（法第53条第1項かっこ書）

消防庁連絡先	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)	
N T T 回線	03-5253-7525	6060	T N—048-500-6060
F A X	03-5253-7535	6069	T N—048-500-6069

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号（消防庁への速報は様式21号）

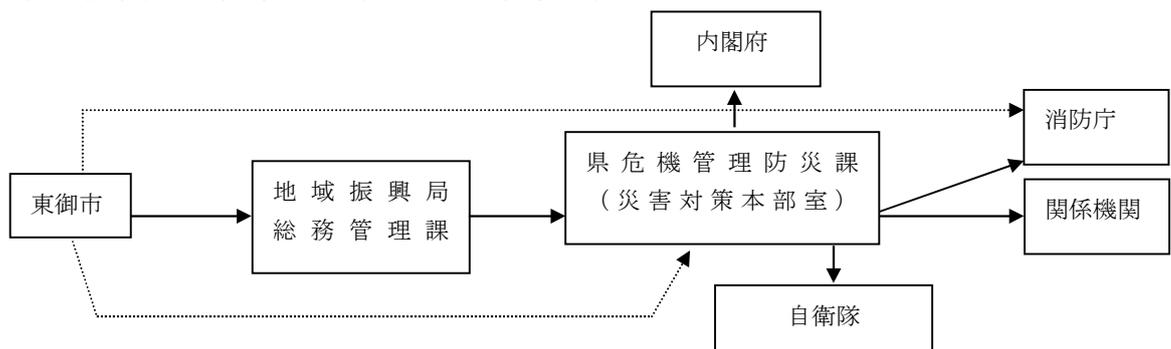


(2) 人的及び住家の被害状況報告

避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告

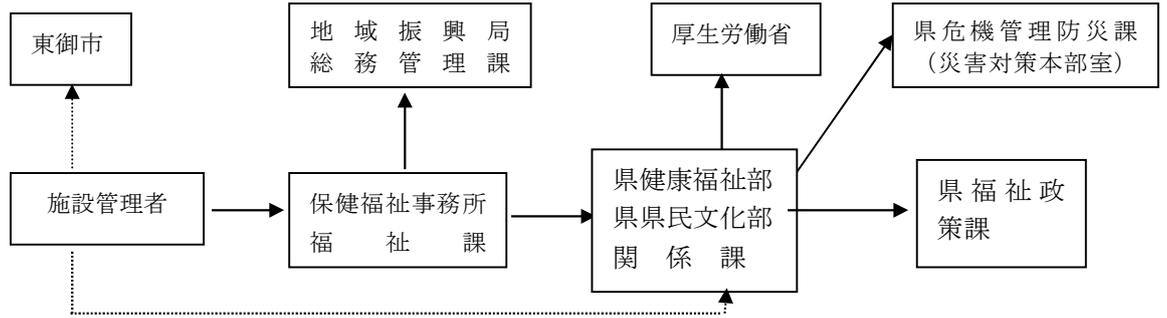
様式2号

様式2-1号



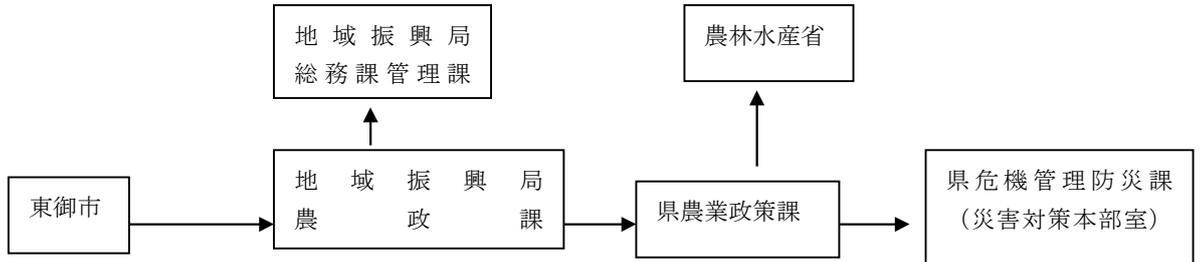
*行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式第3号

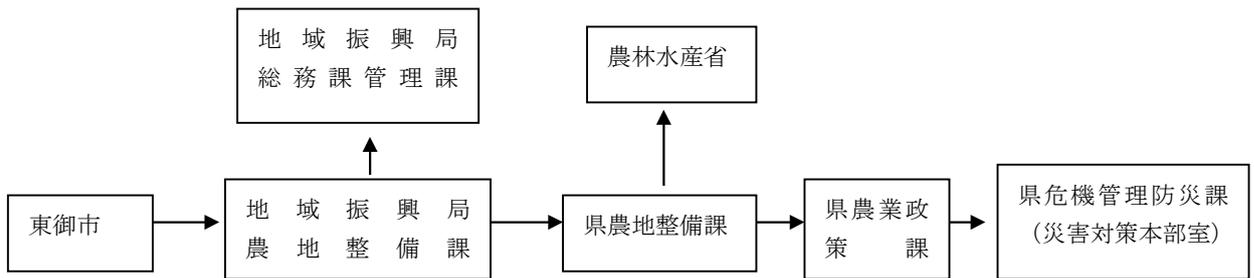


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

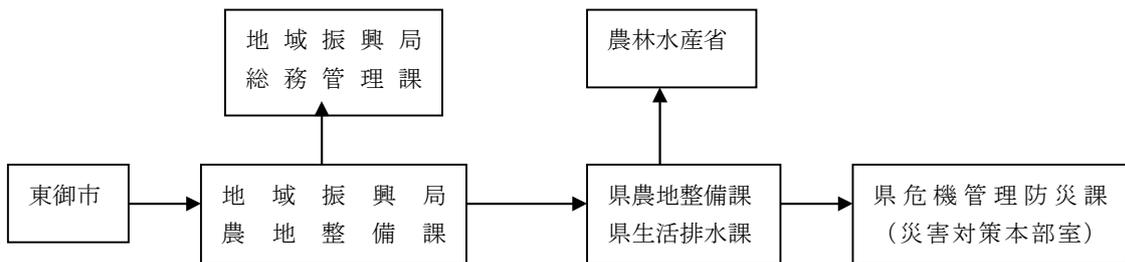
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



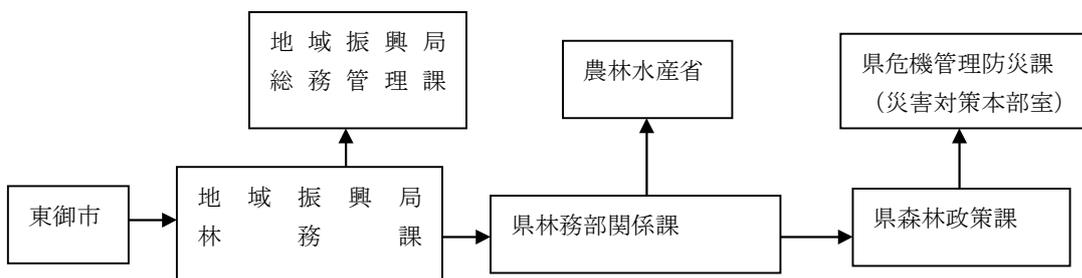
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

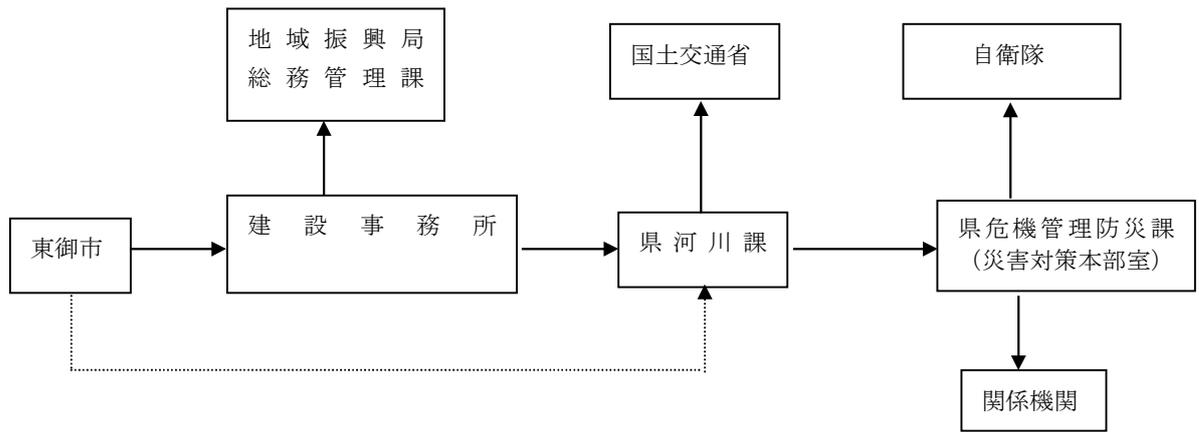


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

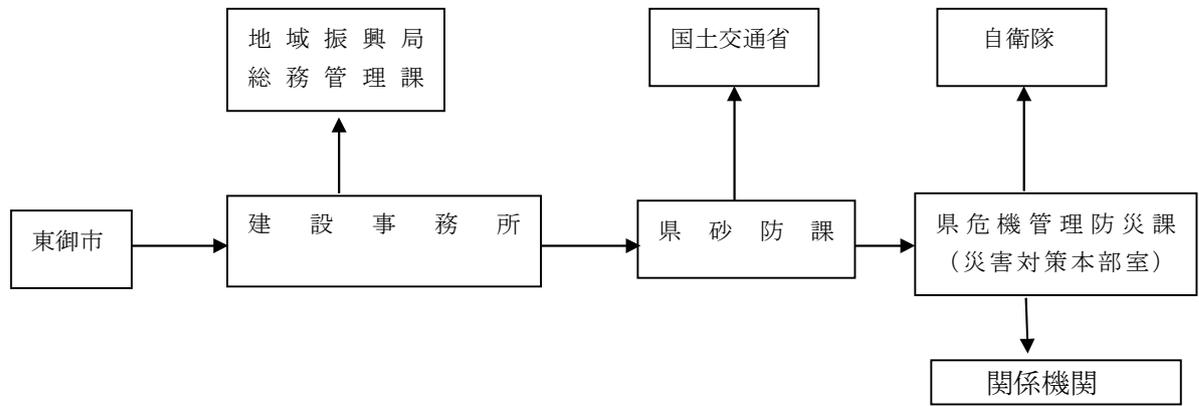


(6) 土木関係被害状況報告等 様式第7号

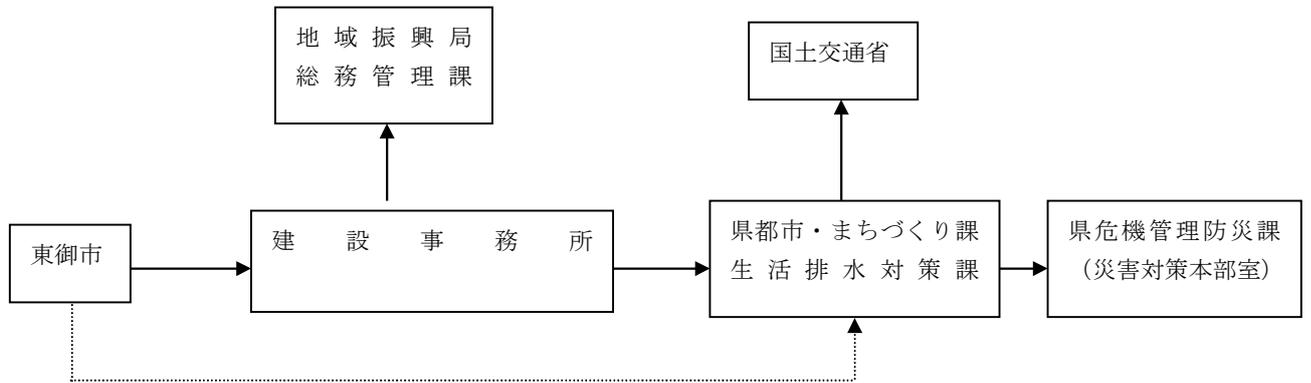
ア 公共土木施設被害状況報告等



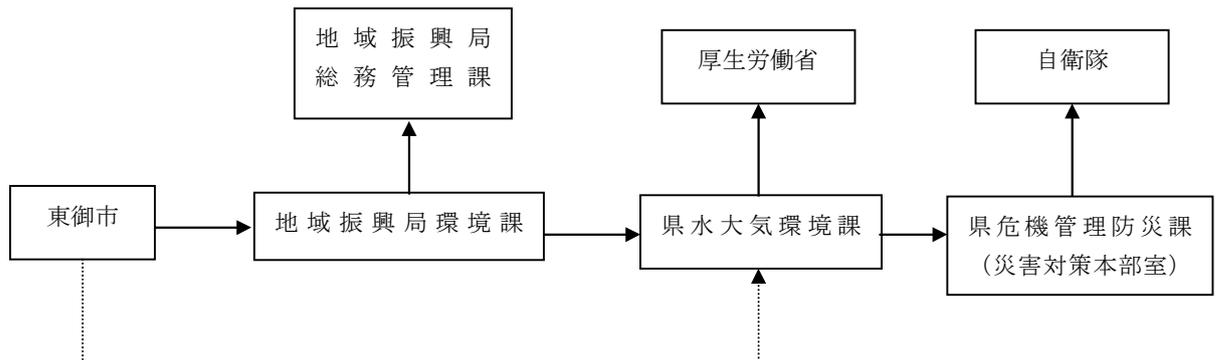
イ 土砂災害等による被害報告



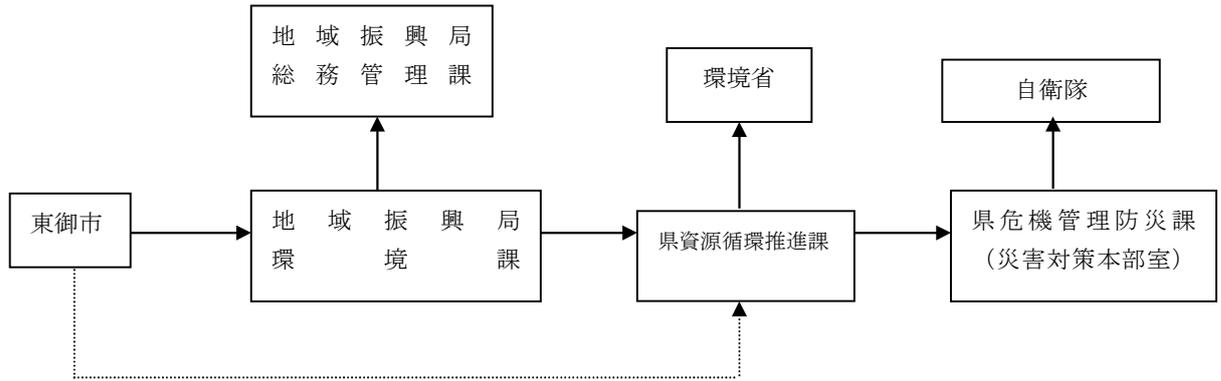
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



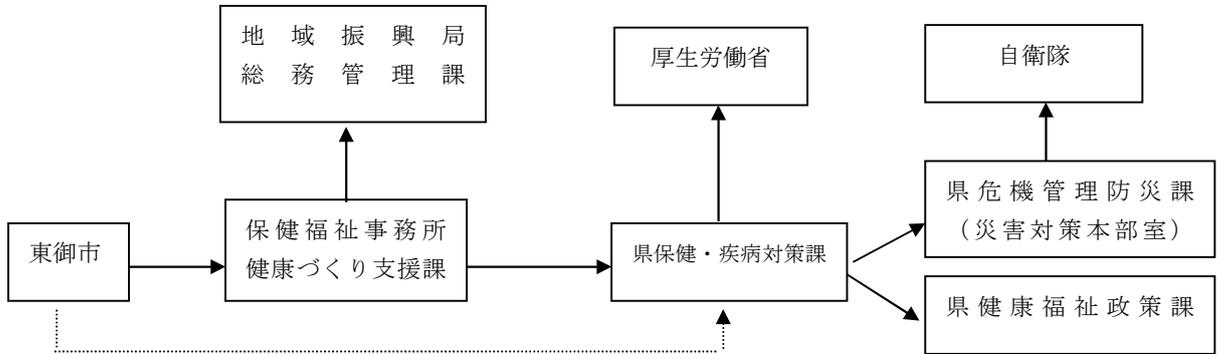
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



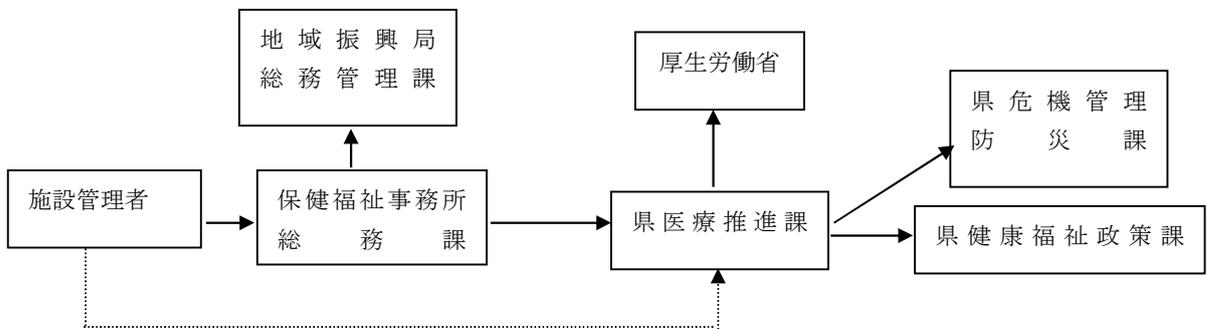
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



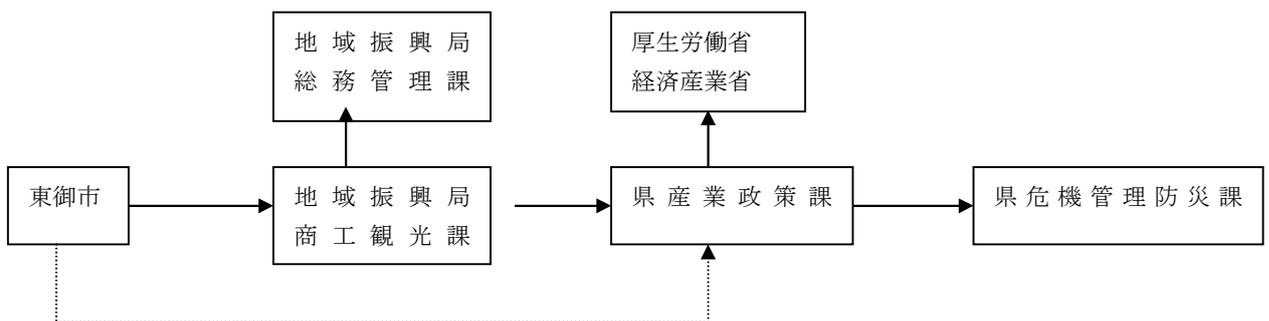
(10) 感染症関係報告 様式11号



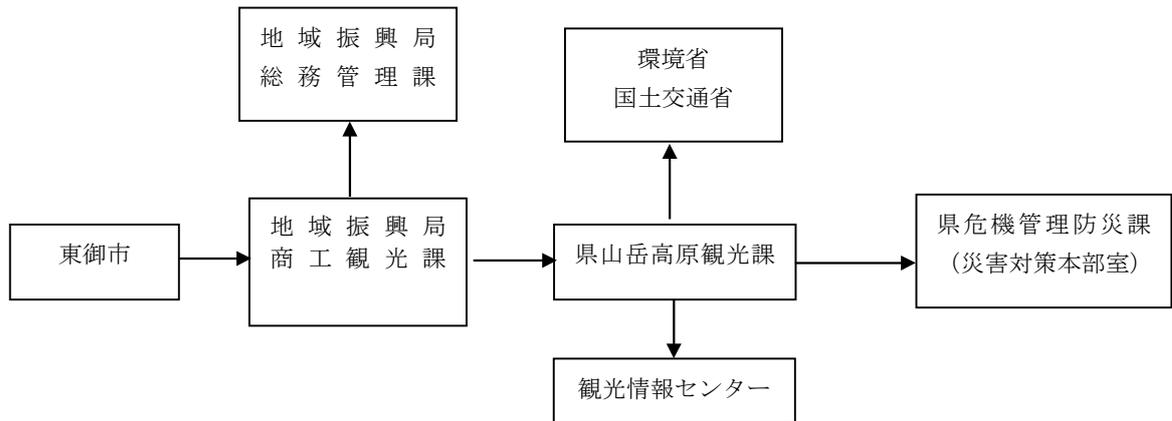
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式13号

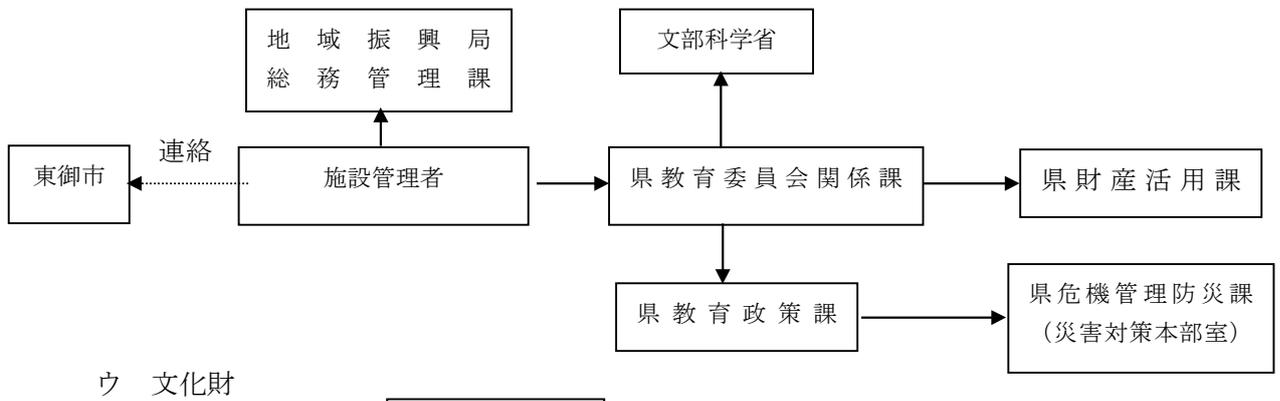
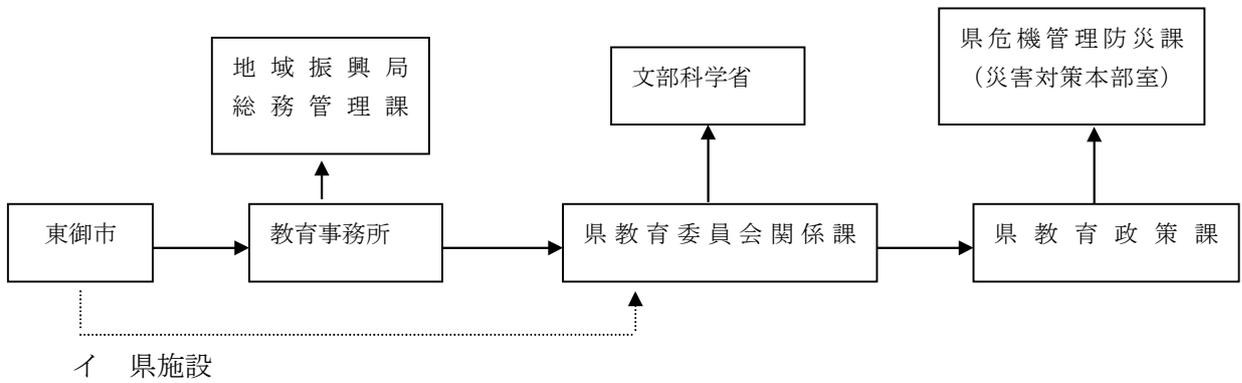


(13) 観光施設被害状況報告 様式14号

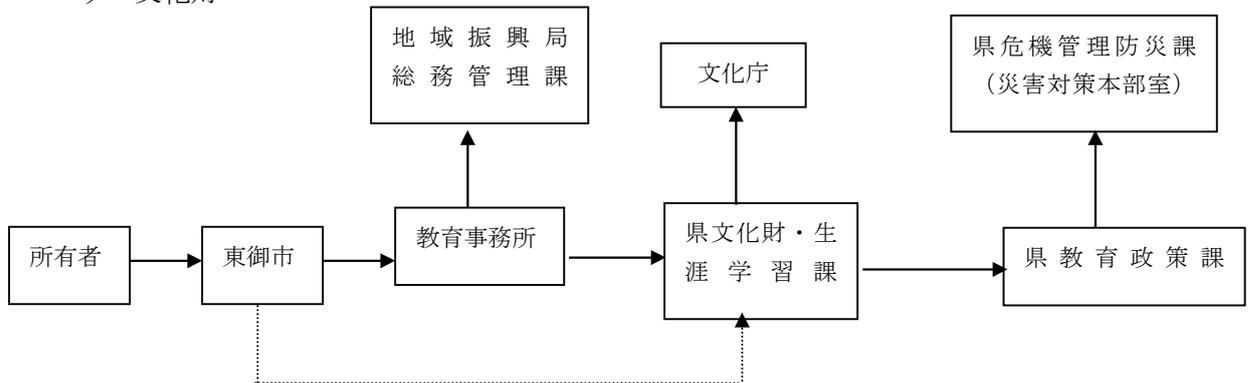


(14) 教育関係被害状況報告 様式15号

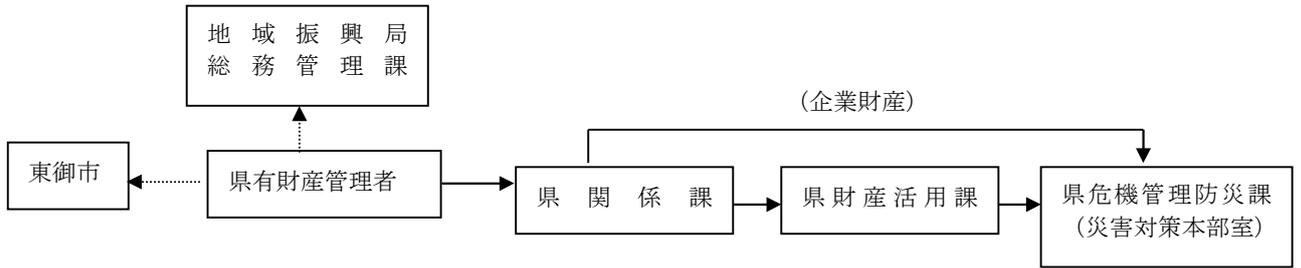
ア 市施設



ウ 文化財



(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式 16 号

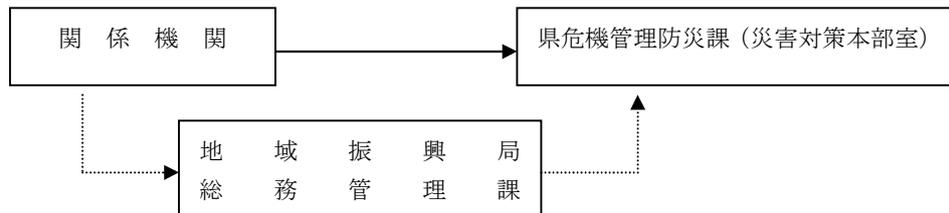


(16) 市有財産の被害状況報告 様式 17 号



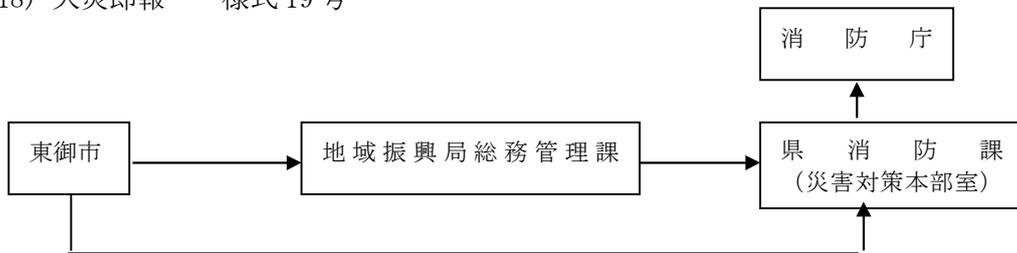
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号

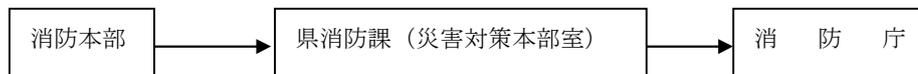


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

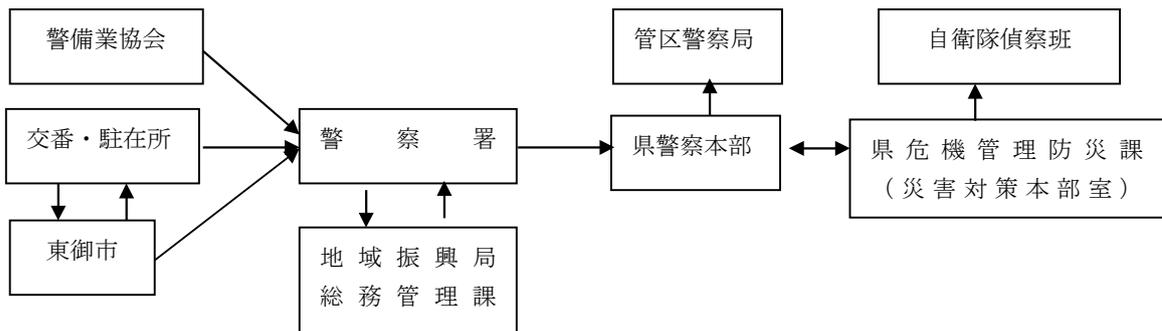
(18) 火災即報 様式 19 号



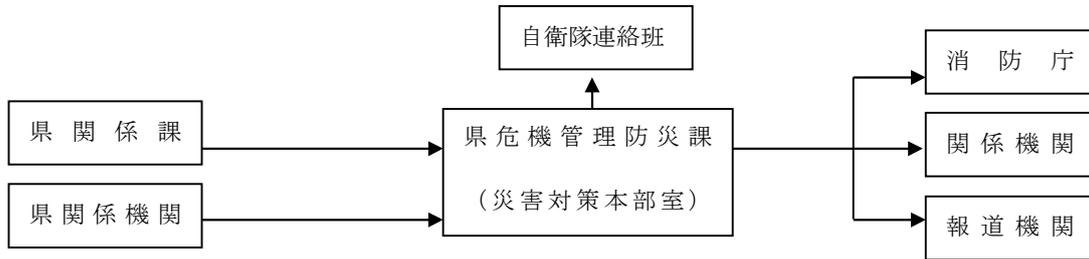
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号

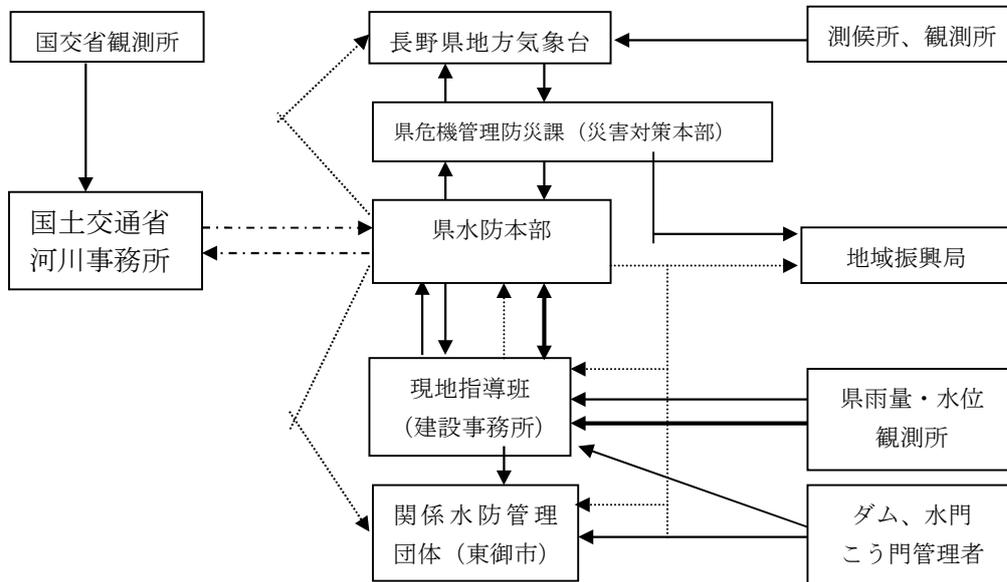


(21) 被害状況総合報告 様式 21 号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報
雨量・水位の通報



- はオンライン配信又はNTT ファクシミリ等による伝達を示す。
- はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- .-.-.- 統一河川情報システムを示す。
- は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害応急対策を迅速にかつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

なお、災害対策本部設置場所が被災した場合は、周辺庁舎、関係出先機関の庁舎を当てるものとする。

第3 活動の内容

1 市の実施対策（全部等）

(1) 責務

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び東御市地域防災計画の定めるところにより、県及び他の市町村・指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「体制別の職員配備一覧表」による。

(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○災害発生前の体制で災害発生の危険性に関する情報収集等を行う。(警戒一次体制の事前対策)	右欄の基準に該当した時から、警報が解除された時、又は総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	◎暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎その他総務部長が必要と認めた時
警戒一次体制	○災害発生前の体制で情報収集等を行う。 (警戒二次体制以降に継続するための事前対策)	右欄の基準に該当した時から、注意報が解除された時、又は総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	◎噴火警報もしくは火口周辺警報のレベル2発表時 ◎市内に震度3の地震が発生した場合 ◎市内に震度3未満の、東南海・南海地震が発生した場合 (単独で発生した場合も同様) ◎その他総務部長が必要と認めたとき
警戒二次体制	災害発生前の体制で各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行い得る体制とする。	右欄の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	◎市内に震度4の地震が発生した場合 ○噴火警報もしくは火口周辺警報のレベル3発表時 ◎その他総務部長が必要と認めたとき
非常体制	○災害発生直前又は発生	右欄の基準に該当した時	○以下のいずれかの状況下

	<p>後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。</p> <p>○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とする。</p>	<p>から、警報等が解除された時、又は市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで</p>	<p>で市長が必要と認めた時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 <p>◎市内に震度5弱及び震度5強の地震が発生した時</p>
緊急体制	<p>災害発生後の体制で非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。</p>	<p>右欄の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで</p>	<p>◎大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報発表時</p> <p>○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた時</p> <p>◎市内に震度6弱及び6強の地震が発生した時</p>
全体体制	<p>市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> <p>災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。</p>	<p>右欄の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで</p>	<p>○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で市長が必要と認めた時</p> <p>◎市内に震度7の地震が発生した時</p>

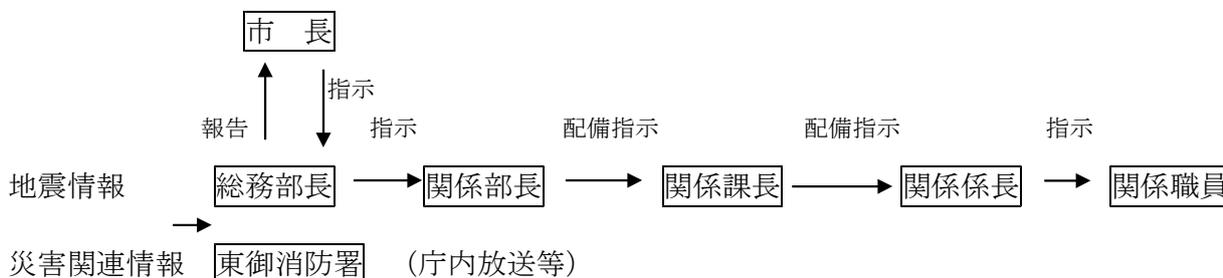
- 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、市内で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等の情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制移行の体制とする。

(3) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

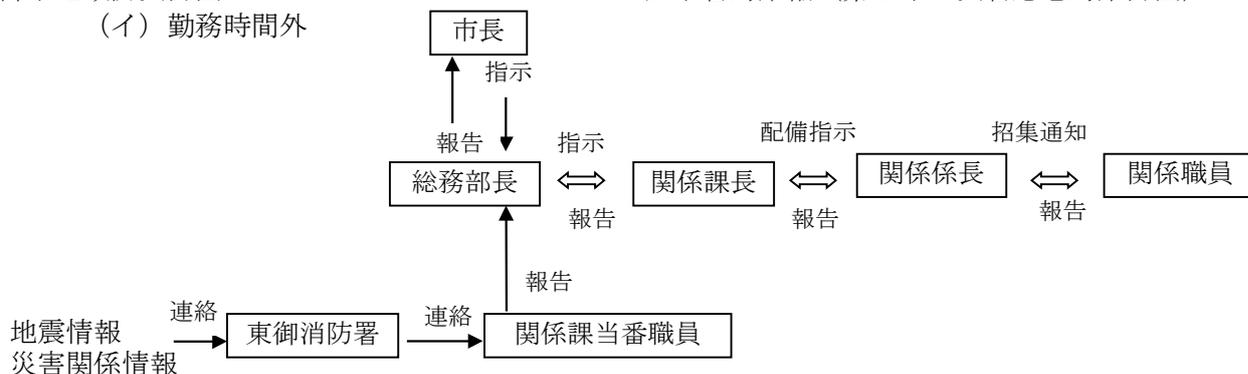
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

(ア) 勤務時間内

庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

(イ) 勤務時間外

携帯電話、電話、緊急情報等メール配信、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

ウ 配備担当者の決定

関係部長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

関係係長は、職員の配置をしたときは、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、活動体制における非常体制、緊急体制及び全体体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき並びに市に震度6弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置する。（資料4参照）

本部長は市長とし、本部長事故あるときは副本部長（副市長等）がその職務を代行するものとする。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、活動体制における非常体制、緊急体制、又は全体体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ 本部の組織

市本部の組織

本部の組織等は、分掌事務に定めるところによる。

（別表：東御市災害対策本部・分掌事務）

- a 本部を設置したときは、直ちにその旨を関係者に報告及び公表するものとする。また、本部の廃止のときも同様とする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
上田地域振興局	電話・FAX等	本部室情報通信班
報道機関	電話・FAX・口頭等	本部室情報通信班
一般住民	緊急情報等メール配信、 報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）	本部室情報通信班

（防災関係機関一覧表 資料46参照 報道機関一覧表 資料46参照）

- b 本部を設置したときは、「東御市災害対策本部」の標示をするものとし、職員は腕章を着用する。（資料32参照）

エ 本部の活動要領

- a 災害対策本部は、市役所本館内に置く。
- b 災害対策本部の各担当は、あらかじめ指名された職員から構成する。

- c 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部長に報告するものとする。
 - d 総括本部員は、災害の状況、当該災害についての市の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。
 - e 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
 - f 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
 - g 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部に常駐させるものとする。
- オ 本部員会議
- a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催するものとする。
 - b 各部長は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。
 - c 各部長は、本部員会議の招集を必要とするときは、本部長に申し出る。
- カ 現地指揮本部の設置
- 災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地指揮本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。
- 本部長は、職員のうちから現地指揮本部員を指名し、現地へ派遣する。
- a 現地指揮本部の開設
 - ① 現地指揮本部を開設したときは、立看板、のぼり旗等で表示する。
 - ② 現地指揮本部には、東御市防災行政無線移動局、消防無線、NTT仮設電話等の通信設備を設置して、常に災害対策本部と緊密な連絡をとるものとする。
 - b 現地指揮本部の責務
 - ① 災害の状況、全出動部隊の活動状況を的確に把握する。
 - ② 出動機関相互の指揮及び情報連絡体制の統括を図る。
 - ③ 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。
- キ 本部の廃止
- 本部長は、市の地域において災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部は廃止するものとする。
- ① 災害救助法による応急救助が完了したとき
 - ② 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
 - ③ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
 - ④ 被害数値がおおむね確定したとき
 - ⑤ その他、災害応急対策から災害復旧対策に移行できると判断できるとき
- (5) 災害救助法が適用された場合の体制
- 東御市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡を取るものとする。

別表 東御市災害対策本部組織・分掌事務については、震災対策編第3章「災害応急対策計画」第2節「非常参集職員の活動」を参照

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

第2 主な活動

- (1) 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- (2) 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- (3) 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- (4) 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

市は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。（資料6参照）

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村長の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。（資料7参照）

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。（資料7参照）

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

<応援の要請事項>

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。（資料6参照）

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣要請、又はあつせんを求める。（資料6参照）

イ 公共機関及びその他事業者が実施する対策

公共機関及びその他事業者は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請ができない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。（資料34参照）

4 経費の負担

(1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 → 震災対策編 参照

第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 市はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続きを行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第3 活動の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

種別	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

2 出動手続きの実施

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする。

（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

（ア）ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。

また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。急を要する場合は口頭で要請する。

（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）

- ・災害の状況と活動の具体的内容
（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項（資料34参照）

（イ）県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。

（ウ）傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

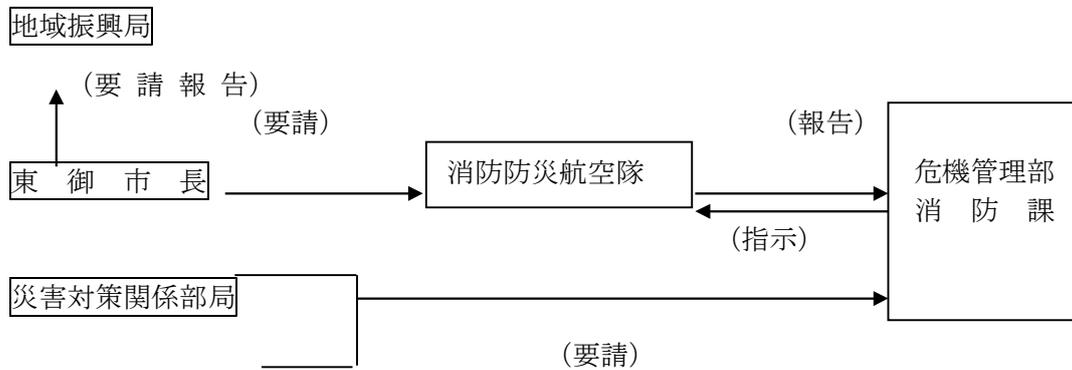
(エ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

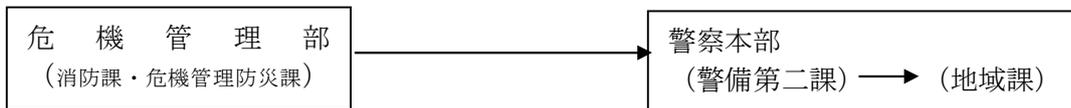


指定地方行政機関等

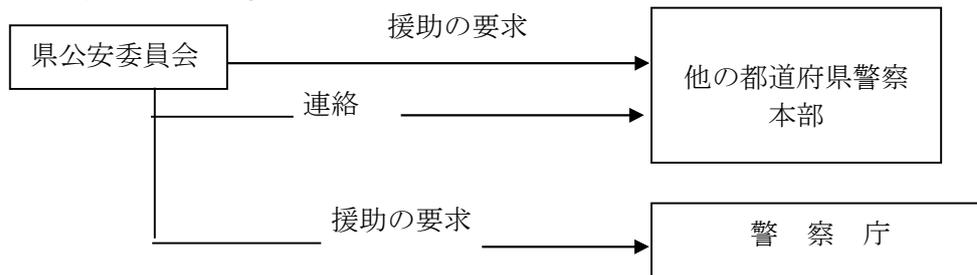
※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz
呼び出し名称「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

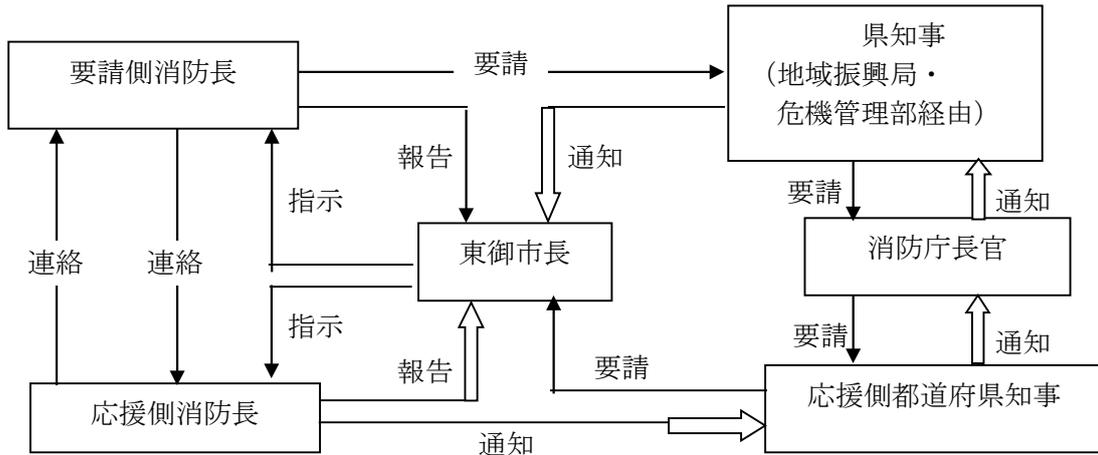


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



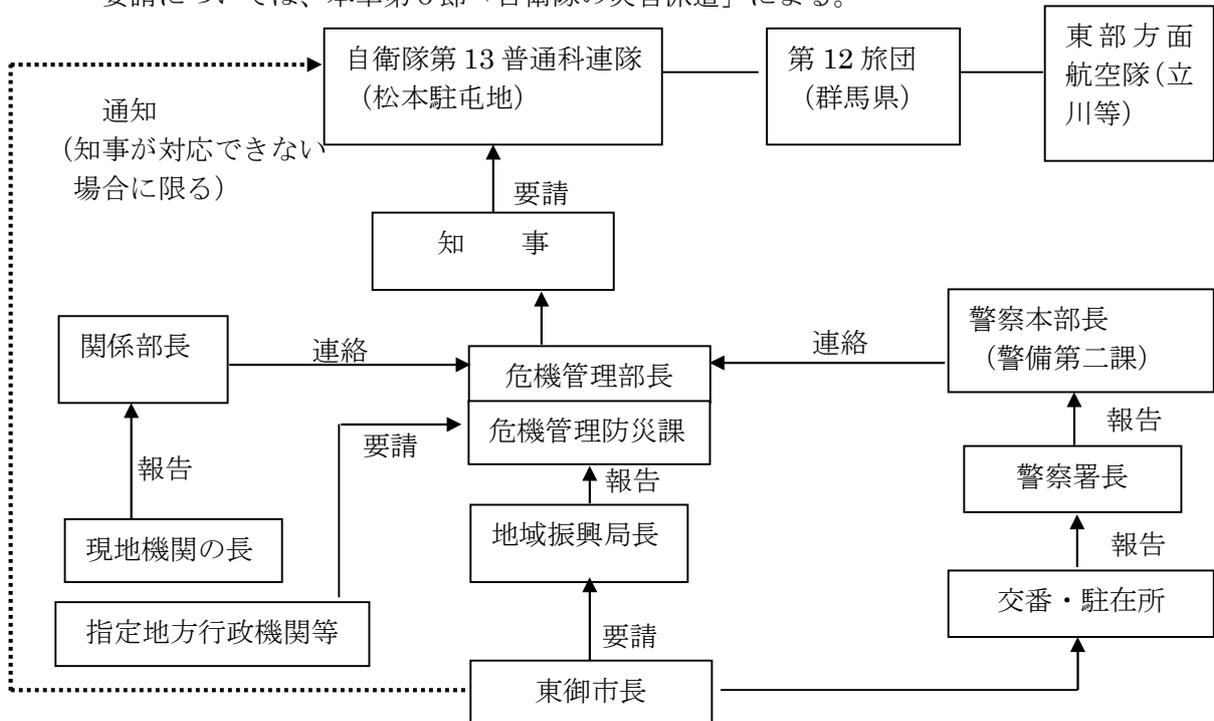
3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。（資料32参照）



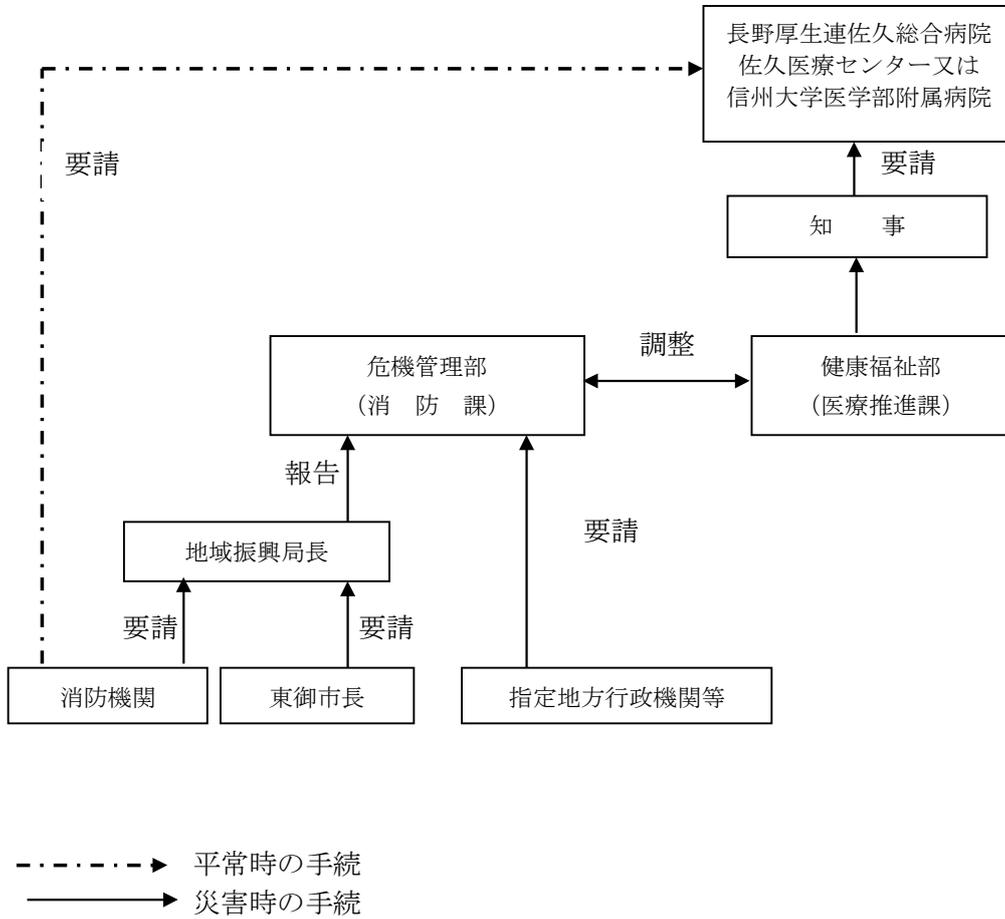
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
- 2 派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、災害情報の収集を速やかに行い、必要と認めた場合は直ちに地方事務所長もしくは警察署長に派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を地域振興局長もしくは警察署長に連絡する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

(a) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(b) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(c) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b 救援活動の内容

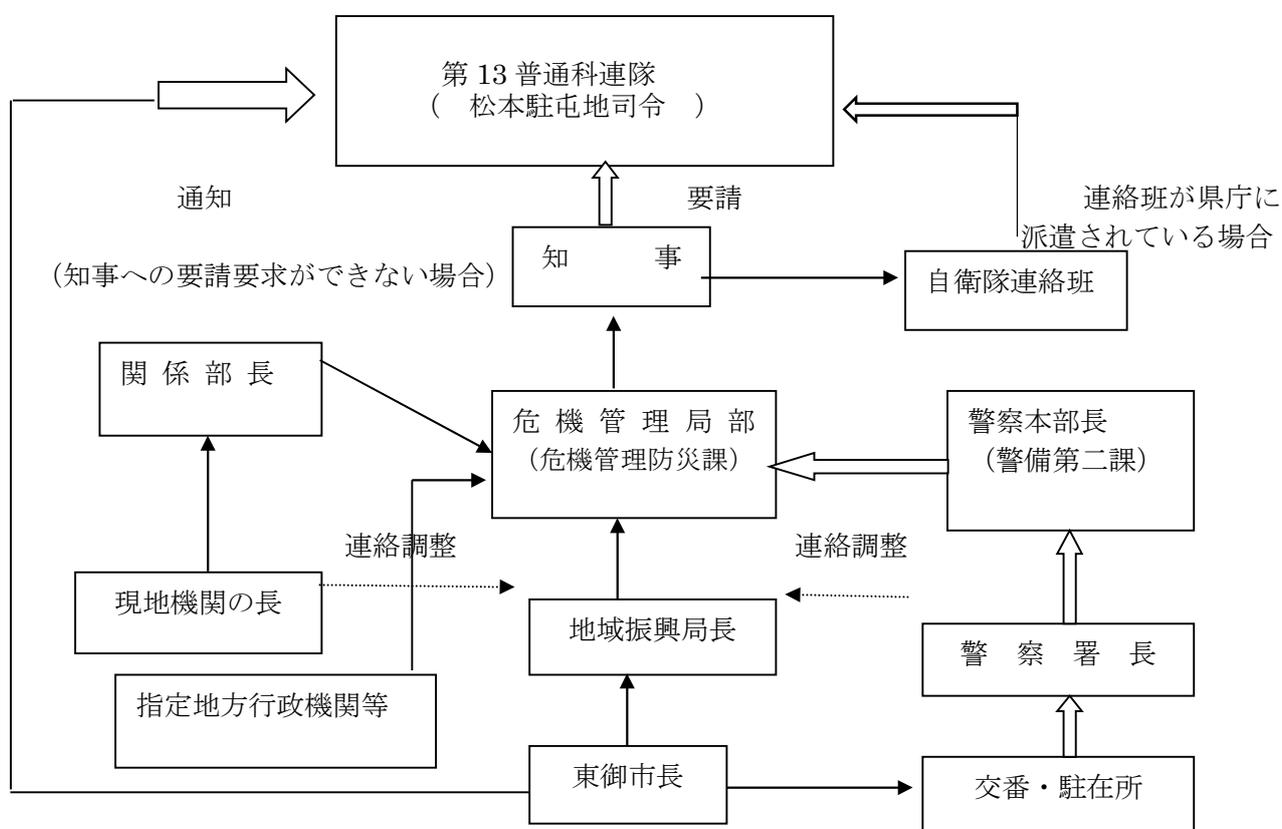
自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の警戒	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去

応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求める。

(エ) 市は、(ウ)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をする。

(オ) 市は、(ウ)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第3科長 T E L N T T 0263-26-2766 (内線 235) 防災行政無線 81-535-79 F A X N T T 0263-26-2766 (内線 239) 防災行政無線 81 - 535-76	駐屯地当直司令 T E L N T T 0263-26-2766 (内線 302) 防災行政無線 81-535-61 F A X N T T 0263-26-2766 (内線 239) 防災行政無線 81-535-62

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

(ウ) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 住民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備にかかわるものを除く）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 市は、災害派遣医療チーム（DMAT）及び編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・健康保健課・市民病院・みまき温泉診療所・東御消防署）

(ア) 市の消防計画における救助・救急計画等の基づき、上田警察署、医療機関等と連携して、的確にかつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

(イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

(ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

(エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害拠点病院である国立病院機構信州上田医療センターは、あらかじめ救護班を編成し、効果的な救助活動を行うものとする。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

ウ 住民、自主防災組織が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（健康保健課・市民病院）

(ア) 地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。

(イ) 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

(ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

a 市内医療機関の状況

（資料 43 参照）

b 災害用医薬品の保管場所は、次記に掲げる薬局又は薬店とする。（県防災計画抜粋）

（資料 44 参照）

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

(イ) 日本赤十字社東御市地区長は、要請があったときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

(ウ) 小県医師会、小県歯科医師会等は救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。

〈救護班等の業務内容〉

- ・負傷の程度の判定
- ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・救急処置の実施
- ・救急活動の記録
- ・遺体の検案
- ・その他必要な事項

- (エ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチーム編成し、医療救護活動を実施する。
- (オ) 上田薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。
また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (カ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (キ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (ク) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

ウ 住民が実施する対策

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要がある、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・東御消防署）

（ア）消防活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。広報については、第28節「災害広報活動」により行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

（a）市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行う。

（b）市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

（イ）救助・救急活動

大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

（ア）出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱に十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は避難の際ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確な判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・農林課・東御消防署）

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者〈市長〉は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

(イ) 通報・連絡

水防管理者〈市長〉は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、ただちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者〈市長〉は、損壊箇所又は危険な状態になった箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市長〈水防管理者〉は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみで対処できない、又は対処できないことが予測されるなど緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 市長〈水防管理者〉は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

東御市水防活動計画

1 雨量水位の通報

(1) 雨量通報

ア 雨量等情報把握

従来市内には気象庁アメダス観測所、県の雨量観測所の2箇所が存在していたが、これだけでは近年の局地的な豪雨を捕捉することは難しくなっていた。短時間の大雨は4から5km四方という狭い範囲に降ることが特徴であり、これを捕捉・監視するには、雨域の大きさと同様以下の観測網を整備する必要があり、市では、平成27年7月から新たに全地区を網羅する4箇所に雨量計等を設置し、既存2箇所の観測所を併せ、観測地点

ごとにリアルタイムに雨量情報等を収集・分析し、市ホームページ等を通じ市民等に情報提供を行うとともに、雨量予測等を踏まえ避難勧告等の的確な判断材料とするため、防災気象情報システムを構築して防災・水防対策を図っている。

雨量等の観測地点場所は資料 20 参照

イ 県及び関係機関との連絡と資料収集

総務課は、県及び関係機関と相互に連絡を取り、雨量等気象状況の資料収集に努める。

(2) 水位報告

増水状況の調査

気象状況により相当の雨量があると認めるときは、市内の各河川、池等の増水状況を東御消防署及び消防団等において次表河川を調査し、関係機関に通報する。

調査担当河川〈消防団〉

	河川名	区間	延長	関係集落
第一分団	千曲川	加沢－西海野	6,000m	加沢、常田、田中、西海野、本海野
	所沢川	金井－千曲川	800m	加沢
	針の木沢川	県－千曲川	700m	県、田中
	求女川	新屋－千曲川	2,000m	県
	三分川	井高－千曲川	2,000m	県、本海野
	西川	国道－千曲川	500m	本海野
	金原川	海善寺－千曲川	400m	本海野
	成沢川	曾根－千曲川	800m	西海野
第二分団	笠石川	西海野－千曲川	300m	西海野
	千曲川	赤岩－桜井	3,000m	赤岩、桜井
	西沢川	原口－千曲川	3,000m	原口、中屋敷、大石、桜井
	大石沢川	赤岩－千曲川	2,000m	赤岩、片羽
	平沢川	赤岩－千曲川	900m	赤岩
	桜沢川	別府－千曲川	3,000m	別府、大石、桜井
第三分団	弁天川	原口	150m	原口
	所沢川	奈良原－金井	6,000m	新張、出場、東町、金井
	三分川	姫子沢－山越	1,000m	姫子沢、釜村田
	祢津東川	油田－求女川	1,000m	東町
第四分団	大門川	御堂－求女川	1,000m	東町
	成沢川	田沢－曾根	3,500m	田沢、栗林、曾根
	三分川	山越－井高	1,000m	井高
	金原川	田沢－海善寺	3,600m	田沢、大川、海善寺
	笠石川	東深井－西海野	1,000m	東深井
第五分団	吉田堰	東深井－笠石川	400m	東深井
	舟木沢川	県道上～合流点	左 170m 右 170m	大日向
第六分団	鹿曲川	玉の井橋上	左 70m	玉の井
	切久保沢川	県道上～合流点	左 300m 右 300m	切久保
	梨木沢川	県道下～合流点	左 200m	畔田

備考 調査及び警備担当区域は分団区域内とするが、災害状況によって特命その他により必要地域に応援するものとする。

イ 水位報告

東御消防署長は、必要により前項について市長に報告する。

2 水防信号

(1) 水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン
第1信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	0 休止 0 休止 0 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 0－ 休止 0－ 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	0－0－0 0－0 －0 0－0－0	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 0－ 休止 0－ 休止
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	0－0－0－0 0－0－0－0 0－0－0－0	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 0－ 休止 0－ 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 0－ 休止 0－

(2) 信号の区分

信号区分	内 容
第1信号	量水標・水位がはん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防関係者は待機
第2信号	消防部及び消防機関に属する者全員が出動作業することを知らせるもの (水防資材の手配準備をする)
第3信号	当該区域に居住するものが出動することを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のために立ち退くことを知らせるもの (非常信号)

(3) 信号の実施要領

- ア 信号は、適宜の時間継続する。
- イ 必要により警鐘信号とサイレン信号を併用する。
- ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

3 水防用資材の場所と確保

水防用資材の現況は次のとおりであり、平常時にその整備充実に努める。

(1) 水防用資材場所

名称	場所	名称	場所
本海野消防庫	本海野	東御消防署	県

(2) 水防資機材の現状

水防倉庫別備蓄資材一覧表
(資料4 5 参照)

4 公用負担

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任された者は、水防法第21条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、工作物その他物件公用負担を命ずるものとする。

(1) 公用負担命令権証

水防法第21条の規定に基づいて、公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出すべきものとする。

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">公 用 負 担 命 令 権 限 証</p> <p style="margin-top: 10px;">職 氏 名</p> <p style="margin-top: 10px;">上記の者に東御市管轄区域における、水防法第21条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">水防管理者 東御市長 氏名</p>
--

(2) 公用負担命令書

公用負担命令の権限を行使する際は、原則として次に示す命令伝票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡すものとする。

第 号	年 月 日	事務取扱者職氏名		
物件名 規格 数量	物件の所有者、管理者 又はこれに準ずべき 者の住所・氏名		担当員の 職氏名	適 用
印		切り取り線		
<p>公 用 負 担 命 令 伝 票</p> <p>物件名、規格数量、負担の内容、使用収容処分、水防法第21条第1項により公用負担を命ずる。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 東御市長 事務取扱者 職氏名</p> <p style="text-align: center;">殿</p>				

5 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表区分
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を突破するおそれのあるとき
洪水警報	堤防の決壊、氾濫等により重大な損害が生ずるおそれのあるとき

(2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発表基準
水 防 警 報	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき

6 注・警報等の発表及び解除

注・警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときは自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
水 防 警 報	国土交通省千曲川工事事務所	
	上田建設事務所	資料 27 参照

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応が取れる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

市及び関係機関は、相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課・福祉課）

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示をはじめとする災害情報の周知
要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達などで多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

(ウ) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医

師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ 関係機関等が実施する対策

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う

なお発災時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、市及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 関係機関等が実施する対策

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県、市等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制の実施を要請し緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回道路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難場所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 道路、橋梁の危険な箇所の把握

a 市の管理する道路の措置

災害時の交通施設の確保は重要である。被災地域の交通を確保するため関係機関、団体の協力体制がとれるように事前に十分協議し、応急対策に即応する。

b 危険箇所の報告のための啓蒙指導

災害時の交通確保のため、地域住民の協力体制、組織づくりが重要である。危険箇所の事前調査、災害時の情報伝達が正確、迅速に行われるよう啓蒙指導を行う。

(イ) 応急措置

a 市の管理する道路の応急措置と迂回道路の確保

市の管理する道路に被害が出たときは、建設班は直ちに現場を確認し、応急措置を講じ、交通の確保に万全を期するものとする。また応急措置のため、一時的に交通を

遮断する場合は、消防署、警察署に綿密な連絡調整を図り迂回道路を確保するとともに、案内標識等を設置し万全を期する。

b 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は県、関係機関、団体、地域住民の協力の下に実施するための応援要請を行う。また建設資機材の調達については、市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定により、即応できる体制を確保する。

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・税務課）

市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

発災後に県及び県警察を通じて緊急通行車両の確認を受ける。

イ 輸送方法

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材、生活必需品物資の輸送の迅速かつ的確を記するため、道路、鉄道、ヘリコプター輸送等の輸送方法を確保する。

ウ 道路輸送

a 人員、物資の優先輸送

避難者及び応急対策要員の移送や、生活必需物資並びに応急対策用資材の輸送を優先して確保するよう努める。

b 庁用車両等の確保

道路輸送のための緊急車両として庁用車両を確保し、車両管理及び輸送のための調整を図る。（資料 37・40 参照）

(a) 担当部班

本部長の命を受けて、庁用車両の確保には総務班があたる。

(b) 配車要請

各部長は、庁用車両を必要とするときは本部長に要請する。

(c) 車両の配車

総務班は、各部長の要請によって庁用車両の配車を行う。

c 市所有車両の状況

市所有車両一覧表（資料 37 参照）

d 車両の調達

総務班は、車両調達のため調達先、種別、数量等を一覧表にして保管する。

e 燃料の調達

総務班は、車両用燃料の調達について燃料取り扱い業者と事前に協議して災害発生時に即応できる体制を確保し、調達先、所在地等を一覧表にして保管する。

エ 鉄道輸送

生活必需物資及び応急対策用資機材の輸送に鉄道を使用する場合は、県と密接な連絡調整を図り、JR東日本長野支社、しなの鉄道に協力依頼する。

オ 空中輸送

a 道路輸送及び鉄道輸送で、生活必需物資及び応急対策用資機材の輸送が不能な状態と本部長が判断した場合は、県と綿密な連携を図りながらヘリコプターの要請を行う。

- b 物資投下が可能な地点の選定
原則として、各小中学校校庭とする。ただし、状況に応じて適宜投下地点を選定する。
 - c ヘリコプター発着可能地点の指定確保（ヘリポート）
原則として、東御中央公園グラウンド、八重原グラウンドとする。ただし状況に応じて適宜選定する。（資料36参照）
- カ 人力による輸送
自動車及び公共輸送機関の輸送が不能であると本部長が判断した場合は、労務提供者を臨時に雇用し、人力による輸送を実施する。

3 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、他市町村及び県と密接に連携する。
- (イ) 市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者がおこなうものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 実施責任者

災害による障害物は、正常な交通を阻害し、緊急車両の交通確保のため迅速に障害物を取り除くため、本部長の命を受けて都市整備部長が実施責任者となり、警察、消防団及び地域住民の協力の下に実施する。

(イ) 障害物除去の対象

a 石土

災害により道路上に押し出された石や土をいう。

b 倒木

災害により道路上に倒れた樹木をいう。

c その他の障害物

(ウ) 放置車両等の移動等

a 道路管理者は道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 実施方法

実施責任者は、障害物の対象によって除去の方法を決定し、関係機関、団体、地域住民の協力の下に実施する。除去に必要な資材、機械器具等の整備、確保に努める。

(オ) 応援協力体制

a 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

b 市だけの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物の除去の方法

- a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとする。
 - b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
 - c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 放置車両等の移動等
- a 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 必要な資機材等の整備
- 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (オ) 応援協力体制
- a 各機関限りで実施困難なときは、市長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分はその障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積処分を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課・建設課）

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

- a 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- b 市だけでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に関わる集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難なときは、市長に応援協力を要請するものとする。
- b 市からの応援、協力要請があったときは必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備・高齢者等避難開始の伝達や、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に充分配慮する。

第2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行なった場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

- (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等）

ア 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	市長	〃	〃
〃	水防管理者	水防法第29条	洪水
〃	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
〃	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
〃	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	市長		

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

- 「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○ 「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

「資料編50 避難勧告等の伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。

a 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合。
 - (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
 - (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
 - (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
 - (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
 - (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
 - (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
 - (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - (k) 避難路の断たれる危険のある地域
 - (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- b 避難準備・高齢者等避難開始
- 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。
- (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）

(報告)



(地域振興局経由)

(報告様式は第2節災害情報の収集、連絡活動第2の3参照)

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

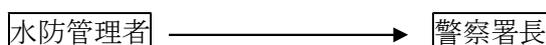
(イ) 水防管理者（市長）の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）

(通知)



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示と同じ

b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(通知)



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

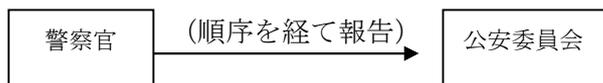
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断しこれを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第 61 条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第 4 条）

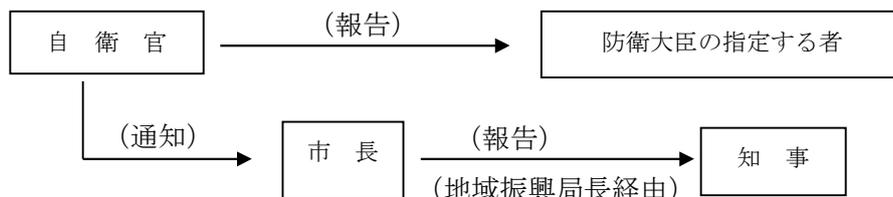


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

上記ウ（ア） a (a) ～ (j) に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確保に努める。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の発令についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

- (ウ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行ない、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者の避難に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・東御消防署）

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項 市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に

従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示（緊急）、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等）

ア 実施機関の実施計画

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を明確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 市は避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を経由して県へ応援を要請する。（資料7参照）

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明器具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 住民が実施する対策

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品も食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は収容を必要とする被災者の救済のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（関係課等）

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

(イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(ウ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

a 避難者

b 住民

c 自主防災組織

d 他の地方公共団体

e ボランティア

f 避難所運営について専門性を有した外部支援者

(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努め

- る。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
 - (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
 - (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難をきたした場合は、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
 - (ス) 市教育委員会及び学校長は、地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
 - (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
 - (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
 - (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。
- イ 関係機関が実施する対策
- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。
 - (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
 - (ウ) 日本赤十字社東御市分区は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区と連携を図り被災者救援に協力する。
 - a 毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
 - (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市に提供するものとする。
- ウ 住民が実施する計画
- 避難所の管理運営については市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）

- (ア) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実務に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

- (ア) 市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を

行う。

- (イ) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (エ) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ 関係機関が実施する対策

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

孤立が予想される地域での災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては連絡を密にし孤立のうむを確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員を派遣し、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合はヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回道路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域に対しては、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素から孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

(ア) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

(イ) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出計画

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・福祉課・商工観光課）

(ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

（資料 34 参照）

(イ) ヘリコプターの要請に際しては、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

(エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて応援協定に基づき対処し、救出を

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、市防災行政無線が整備されていない地域にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能になる。情報上の孤立状態を解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 関係機関が実施する対策（東日本電信電話㈱）

（ア）携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。

（イ）避難場所等にデジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置するものとする。

ウ 住民が実施する対策

農道、林道等使用可能な迂回道路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需品の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回道路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

迂回道路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 住民が実施する対策

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じて最低限度の輸送用道路を確保する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

イ 関係機関が実施する対策

道路管理の責を有する各機関は、迂回道路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本計画

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市・県の備蓄食料により対応する。

また、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「災害時における大田区と東御市との相互応援に関する協定」、「災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定」及び「災害時における物資の調達に関する協定」に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 農林水産省

農林水産省は市長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法及び国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。

(イ) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町

村及び県（地域振興局長）に対し食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

（ウ）食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ 関係機関が実施する対策

市の災害対策本部並びに日本赤十字社長野県支部と連携を取り、赤十字ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

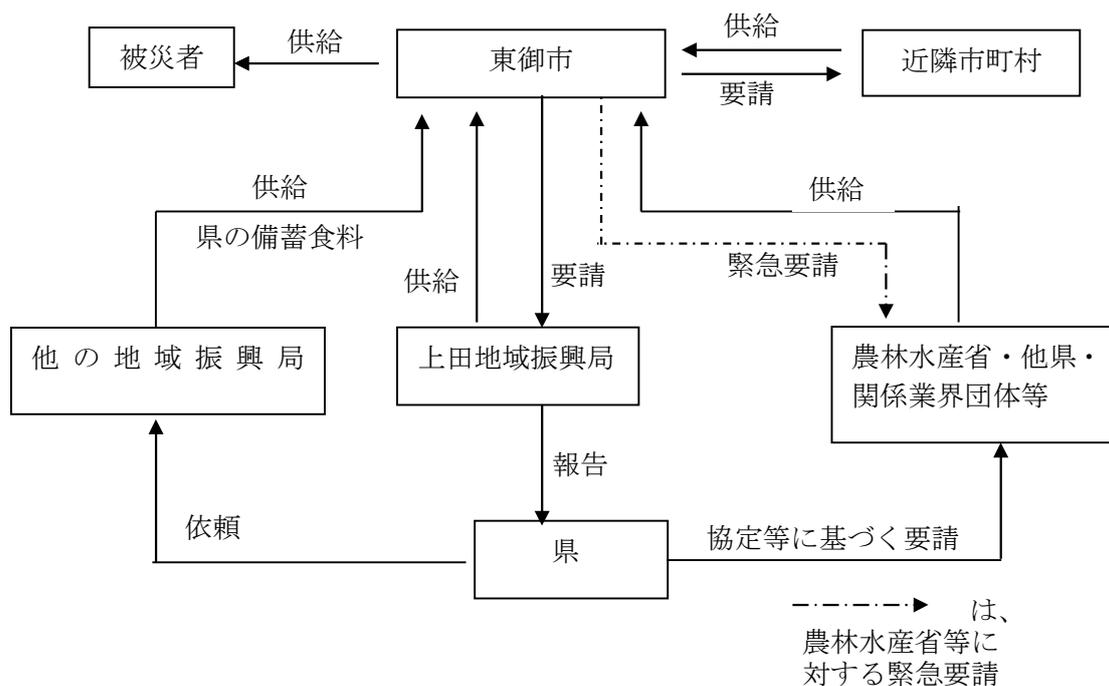
ウ 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

（食料の調達供給に関する図表）



学校名	給食可能量
東部中学校	1,120食
田中小学校	720食
滋野小学校	540食

茶碗一杯分（110g換算）

保育園名	給食可能量
田中保育園	150食
滋野保育園	120食
柰津保育園	120食

祢津小学校	540 食	和保育園	100 食
和小学校	720 食	北御牧保育園	90 食
北御牧学校給食センター	500 食	海野保育園	150 食

第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等へろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課）

- (ア) 災害により給水施設の破壊あるいは飲料水の枯浸、汚染等により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の供給について実施責任者は都市整備部長とする。
- (イ) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (ウ) プール等に濾水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (エ) 市で対応が困難な場合は支援要請を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し応急給水を実施し飲料水の確保を図る。

また、公営企業管理者（市長）は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (イ) 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。
- (ウ) 給水用具の確認を行う。
- (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防タンク車、ポリタンク等により、一人1日3リットル以上の飲料水を供給する。
- (オ) 応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- (ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

(3) 給水場所

原則として避難地等とするが、必要に応じて適地を指定する。

(4) 給水方法

- a 容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。
- b 給水に当たって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。
- c 搬送車両、容器の状況
 - ・都市整備部給水車 2,000l
 - ・消防署タンク車 2,000l
 - ・消防署水槽車 10,000l
 - ・消防団本部車 3,000l
 - ・ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(5) ろ過器による給水

a ろ過器による給水

被災地付近の沼水、河川水、貯水槽、プール及び井戸水をろ過器により、飲料水とする。

上田保健福祉事務所所配置濾水器 2,000 l / h 1台

b 給水水利

配水池の水を補給水利として利用する。

c 供給方法

前項に掲げた搬送車両、容器及びろ水器を迅速に応急給水できるよう整備する。

d 応援協力

市において飲料水の供給が困難なときは、近江市町村、県、自衛隊の応援を要請する。

（資料6参照）

(6) 家庭用水の確保

- a 災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、オフトーク通信、とうみケーブルテレビ、緊急情報等メール配信、楸エフエムとうみ等を通じ市民に通知する。
- b 住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 主な活動

市は、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・福祉課）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

実施責任者は総務部長とする。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

市及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（福祉課）

市は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。

イ 関係機関が実施する対策

日本赤十字社東御市地区は、市災害対策本部並びに日本赤十字社長野県支部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（日赤奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（健康保健課・子育て支援課）

(ア) 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

(ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努めるものとする。

(ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。

(エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ 住民が実施する対策

(ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

(イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防活動

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のた

めの組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（健康保健課）

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図る。

(ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(エ) 感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防活動を講じる。

また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

(キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、上田保健福祉事務所長を経由して県へ報告する。

(ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。

(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。

イ 住民が実施する対策

(ア) 市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の搜索及び処置

- 遺体の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に行う。
- 災害時に多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。
- 多数遺体の検視については、上田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、遺体安置場所等になり得る施設・場所を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課）

(ア) 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

(イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておく。

また、収容に必要な機材を確保する。

(ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

(オ) 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

(カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

イ 関係機関が実施する対策

日本赤十字社東御市地区、医師会等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

第19節 廃棄物処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災した市によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

被災地における衛生的環境を確保するため、本部長の命を受け市民課長が実施責任者となり廃棄物の処理活動を行う。

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課）

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (カ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上小地方事務所へ報告する。

イ 住民が実施する対策

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。

搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市だけでは廃棄物処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。（資料6参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、本部長の命を受け市民生活部長が実施責任者となり関係機関と連絡を密にするとともに適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（生活環境課）

(ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

(ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

(エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ 企業等が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ 住民が実施する対策

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課）

(ア) 災害発生時における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(エ) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(カ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ 危険物施設等管理者が実施する主な対策

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設の応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれのある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（市民課・東御消防署）

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同意元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

イ 放射線同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を取る。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給開始
- 感電事故や供給再開による火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、中部電力㈱による総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

商工観光課長が実施責任者となり被害状況を早急に把握し、供給先の中部電力㈱との連携により早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

電力会社からの要請に基づき、コミュニティFMラジオ等により、住民に対する広報活動を行う。

イ 中部電力㈱が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧対策を確立するものとする。
- (ウ) 電力各社との連携を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する対策

県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

電力会社からの要請に基づき、市の有線放送、防災無線により、住民に対する広報活動を行う。

イ 関係機関が実施する対策

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- a 停電による社会不安除去に関する事項
 - ・停電の区域
 - ・復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - ・垂れ下がった電線に触れないこと
 - ・断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
 - c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - ・電熱器具等の開放確認
 - ・ガスの漏洩確認
- (イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ等を利用して積極的に行うとともにテレビ、ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請やオフトーク通信・緊急情報等メール配信・防災無線・FMとうみを活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

第23節 都市ガス施設応急活動

第1 基本方針

ガス漏洩による火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。また、被害が大規模な場合当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受け入れ体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早急に把握する。その上で、復旧計画を策定し応急復旧活動を行う。
- 2 復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早急に把握する。復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課・建設課）

（ア）市道の被害状況の把握

（イ）掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し2社以上の応急工事がある場合は工事現場が混雑しないための調整の実施

（ウ）住民への広報活動

イ 住民が実施する対策

住民は、ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際は、速やかに関係機関へ通報するものとする。

2 都市ガス施設応急供給計画

(1) 基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともにブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開に努める。

また、可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

ア 事業者が実施する対策

都市ガス事業者は、復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事を実施する。

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、公営企業管理者（市長）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事にかかわる許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

復旧作業については、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては他地区からの応援等が必要になるため復旧要員、資材、機材、重機等を確保し早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課・建設課）

被災の状況により、県及び他市町村への応援要請を行う。

また、他都道府県及び他市町村が被災し本市からの応援が必要と認められる場合は応援活動を行う。

(ア) 上下水道班が実施する対策

- a 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う
- b 復旧体制の確立を行う
- c 被災の状況により応援要請を行う
- d 住民への広報活動を行う
- e 指定給水装置工事事業者等との調整を行う
- f 必要に応じて長野県水道協議会、上田市、小諸市、立科町、佐久水道企業団へ連絡を行う。

(イ) 建設班が実施する対策

公営企業管理者（市長）が実施する区域内道路の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2社以上の工事については工事現場が混雑しないよう調整する。

第25節 下水道施設等応急活動

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

市の下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の把握に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課）

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課）

(ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部等の設置等、必要な体制をとる。

(イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

(ウ) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市は備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（上下水道課）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害防止のため止むを得ず緊急的な措置として、速やかに連絡網により連絡をした上でバイパス放流を行う。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。なお、一時的に汚水を貯留する場合は、廃止した農業集落排水処理場施設等の汚泥貯留槽に貯留する。

イ 関係機関が実施する対策

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、市長の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ 住民が実施する対策

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。

第2 主な取り組み

- 1 市は防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

第3 計画の内容

1 市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (イ) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達・供給を図る。
- (エ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難場所等に災害時用公衆電話の設置を行う。

(2) 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策

ア 重要通信の疎通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う対策を講じる。

イ 災害時用公衆電話の設置（東日本電信電話(株)）

災害救助法が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等における通信確保のため、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

エ 携帯電話の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャー）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所への被害については、必要に応じて応急措置をとる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用または併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ 【信越放送㈱が実施する対策】

(ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保

(イ) ラジオ対策

- a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
- b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。

- (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
- c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。
- (ウ) テレビ対策
- a 親局（美ヶ原送信所）対策
11CH 確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
- b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にEPUをセットしネット受けに対応する。
- c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
- d 放送中継網の確保
- (a) NTT～本社間の回線障害の対策
- ・キー局の放送波受信により対応する。
 - ・NTT～本社間にEPUをセットし対応する。
- (b) STL回線障害の対策
- ・NTT～本社間にEPUをセットし対応する。
- ウ 【㈱長野放送が実施する対策】
- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
- a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図る。
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
- b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のEPUを応急に使用する。
- c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
- d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (イ) 送信所が被災した場合
- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA 現用予備2台)で電力供給を図る。
- b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保する。
- c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。
- エ 【㈱テレビ信州が実施する対策】
- (ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。
- オ 【長野朝日放送㈱が実施する対策】
- 放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力する。
- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接EPUで結び可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。

- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびS T L設備が被災し放送不能の場合
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設S T Lにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

第27節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため県及び関係機関と密接な連絡をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規定等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

第2 主な活動（しなの鉄道(株)）

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 市

道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2社以上の応急活動がある場合には、工事現場がふくそうしないように必要に応じ調整する。

(2) しなの鉄道(株)

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図る。そのためには、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

2 実施計画

ア 市の実施対策（商工観光課）

(ア) 市は特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市に協力する。

(イ) 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議の上、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2社以上の応急工事がある場合は、工事現場がふくそうしないよう調整する。

イ しなの鉄道(株)が実施する対策

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努める。

(ア) 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。

(イ) 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。

(ウ) 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(エ) 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。

（オ）施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設資材の配備状況及び種別・数量を把握しておく。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等々の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

市、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

(ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、とうみケーブルテレビ、(株)エフエムとうみ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じた情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

イ 放送事業者が実施する対策

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県及び市
- b 長野地方気象台
- c 日本赤十字社（長野県支部）

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ 報道機関が実施する対策

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ 関係機関が実施する対策

広報活動

県、市と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確・迅速な対応

(1) 基本方針

市及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

風水害により土砂災害が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

イ 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧

告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の措置を講じる。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 関係機関が実施する対策（地方整備局、气象台）

(ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 関係機関が実施する対策（地方整備局、气象台）

(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(イ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風又は増水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風又は増水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（関係課等）

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ 建築物の所有者等が実施する対策

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（教育課）

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 所有者が実施する対策

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第31節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。
- 3 市管理の道路にあつては、東御市建設業協会との間に締結した災害時の応急措置に関する協定により、路上障害物の除去及び被災道路の応急復旧工事を行うよう要請する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、産業経済部長が実施責任者となり早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施する。

(イ) パトロール等の結果をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は当該施設管理者へ通報する。

(ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回道路等の情報について、立看板等を利用して迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

(オ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 市は、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(イ) 上信越自動車道が通行不能となった場合は、東日本高速道路株式会社及び県と連携

し、市周辺の通行止めの情報等から判断し、速やかに代替道路を確保する。

(ウ) 国道が通行不能となった場合は、長野国道事務所、上田建設事務所と連携し、速やかに代替道路を確保する。

(エ) 住民に対して、通行止めの情報を広報する。

第32節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧を行う。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村間における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定。
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 被害拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

(エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

ウ 住民が実施する対策

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

異常増水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合には、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、ダム施設の管理者は臨時に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は各ダムの操作規則等の規定による。（資料29の2参照）

イ 関係機関が実施する対策

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第33節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 関係機関が実施する対策

- a 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、関係機関において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- b パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。
- c 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回道路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- d パトロール等による巡視の結果をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等にかかる二次災害防止対策

(1) 基本方針

【危険物関係】

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

(危険物関係)

ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長（本部長）は災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止命令等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の

実態に応じた応急対策を実施するよう事項に掲げる項目について指導する。

イ 危険物施設管理者が実施する対策

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等により流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見したときは、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(e) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(f) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察関係機関と連携し、広報を行う等従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) 産業経済部長が実施責任者となり次の対策を講ずる。

a 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

b 河川施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

c 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

(イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、

応急対策を行う。

5 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課・農林課）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

洪水に伴う、ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。

2 実施計画

ア 市の実施対策（農林課・土地改良区）

（ア）災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

（イ）人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

（ウ）被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 関係機関が実施する対策

（ア）管理団体において、ため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。

（イ）堤体により亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

（ウ）市が実施する応急対策について協力するものとする。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除・倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について速やかに復旧に努める。

第2 主な活動

農林課長が実施責任者となり被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携を取りながら被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県・農業団体等と協力して行うとともに病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施対策

ア 市の実施対策（農林課）

(ア) 農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関との連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 関係機関が実施する対策

市と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

ウ 住民が実施する対策

(ア) 市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稻

i 浸水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

ii 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

iii 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

i 浸水・滞水している園は速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出・中耕などを行う。

ii 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

iii 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

iv 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。

v 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

i 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。

ii 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

iii 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

iv 茎葉に泥等が付着した場合は、水洗、洗浄を行う。

d 畜産

- i 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- ii 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈り取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、瀕死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施対策

ア 市の実施対策（農林課）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 国有林内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。

(イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ 住民が実施する対策

市が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第36節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

教育委員会事務局次長が実施責任者となり市教育委員会（以下この節において「市教委」という）と連携をとりながら次の活動を行う。

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導・保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（教育課）

学校長は風水害発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

(ア) 児童生徒が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

(イ) 児童生徒等が在校中の場合の措置

- a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- b 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- c 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者、市及び関係機関に連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等

を早期に確保し応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（教育課）

(ア) 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

a 学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備にかかわる被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとりその確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じて市教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（教育課）

(ア) 教科書及び学用品の調達と支給

a 調達方法

(a) 市（又は近隣市町村）の書店及び文具店から調達する

(b) 市における調達が困難なときは、東信教育事務所を經由して県（教育委員会）に調達のあっ旋を依頼する。

b 支給の対象者

災害により教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒に対する支給及びあっ旋を実施する。なお、災害救助法が適用された場合の供与は県計画による。

c 支給の方法

被災児童、生徒及び家庭状況については学校ごとに調査し教科書及び学用品の配布措置を実施する。また教育経費の負担については被害の状況により、特別に配慮する。

d 支給品目

(a) 教科書

(b) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画用紙、下敷、定規等）

(c) 通学用品（カバン、運動靴、傘、手提げ等）

(イ) 授業料の減免

被災した児童生徒等のうち、授業料を納付することが困難な者に対しては必要に応じて減免等の措置をとる。

(ウ) 就学援助

被災した生徒のうち、就学困難な状態の者に対して就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課）

(ア) 関係機関と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置をとる。

(ウ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

イ 飼養動物の飼い主が実施する対策

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第38節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範囲なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録ボランティア、NPO・NGO、企業等についても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 必要に応じ総合福祉センターにボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受け入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要であり、民生福祉部長が実施責任者となり被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（福祉課）

(ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

(ウ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 市社会福祉協議会が実施する対策

市の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

ウ 広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策

(ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(イ) 県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

エ その他NPO・NGO等が実施する対策

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等と緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（福祉課）

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。

イ 市社会福祉協議会が実施する対策

（ア）市の災害対策本部内に現地本部を設置し、ボランティアニーズの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資調達等の支援を行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部東御市地区が実施する対策

市との連携のもとに赤十字社ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 【義援物資】

(1) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

(2) 各関係機関が受け付けた義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 【義援金】

(1) 市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、市が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱等（以下「要綱」という。）により定める。

(2) 義援金の配分にあたっては、市、日本赤十字社東御支部、市社会福祉協議会、共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に分配する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（福祉課）

(ア) 【義援物資】

a 市は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

b 市及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(イ) 【義援金】

a 市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、民生福祉部長が実施責任者となり、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

イ 住民、企業等が実施する配慮

(ア) 【義援物資】

a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資となるよう配慮する。

b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（福祉課）

(ア) 【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、速やかに引き継ぎを行う。

(イ) 【義援金】

市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正に配分する。

3 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（別記）の定めるところによる。

別記

東御市災害義援金募集（配分）委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、東御市における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は東御市災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項。

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関又は団体（以下「構成団体」という）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

(1) 長野県

(2) 日本赤十字社東御市分区

(3) 東御市社会福祉協議会

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、総務部総務課に事務局を置く。

(意見の聴取)

第10条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関から意見を求めることができる。

（附則）

この会則は、平成19年 6月 1日から実施する。

この会則は、平成25年 1月14日から実施する。

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長（本部長）は知事から委任された救助事務については知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法の適用を要請する。
- 2 対策本部の事務分掌に基づき、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 災害救助法の適用

(1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

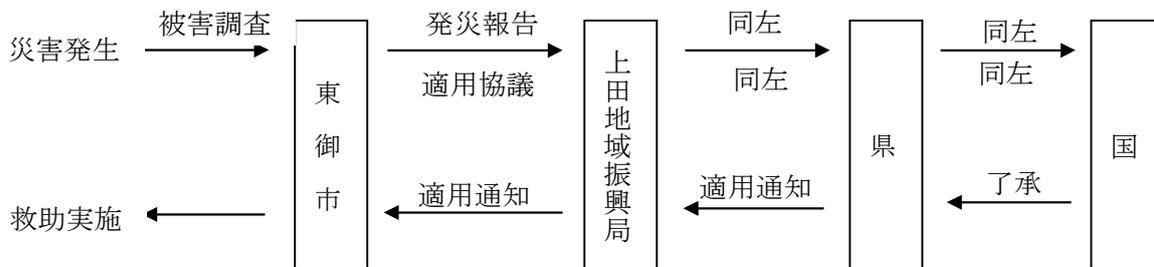
ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 市長（本部長）は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法の適用事務】



2 救助の実施

(1) 基本方針

救助の組織

災害対策本部が設置された場合は、第2節第3 災害対策本部の組織により活動し、設置されない場合は前記の組織に準じた活動体制により救助活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 関係機関が実施する対策

a 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

b 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

ウ 救助実施要領の基準

避難所の設置、応急仮設住宅の設置、炊き出し、その他による食品の給与、飲料水の供給等の救助の実施については、「救助の実施要領の基準」により行う。

（資料 41 参照）

第41節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、県、市関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には、県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1)実施計画

ア 市の実施対策（商工観光課）

（ア）観光地での災害発生時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、上田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

（イ）消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

イ 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1)実施計画

ア 市の実施対策（市民課）

（ア）事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

（イ）観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

イ 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。